

伊豆の国市
高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月
伊豆の国市

目次

序

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画策定の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 第9期計画のポイント	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	5
第1節 人口の推移	5
第2節 要介護認定者の状況と課題	9
第3節 高齢者実態調査から見える課題	12
第4節 計画の達成状況	24

基本構想

第1章 基本理念	76
第2章 基本目標	77
第1節 基本目標	77
第2節 重点施策	77
第3章 計画の体系	78
第4章 高齢者人口と要介護認定者の見込み	80
第5章 日常生活圏域と地域包括支援センターの考え方	81

基本計画

第1章 健康増進と介護予防の充実	82
第1節 保健事業と連携した介護予防の推進	82
第2節 介護予防・重度化防止の推進	82
第2章 地域共生社会の実現に向けた地域での支え合い体制の充実	92
第1節 包括的な支援体制づくりの推進	92
第2節 在宅医療・介護連携の推進	95
第3節 在宅高齢者の生活支援の推進と充実	96
第4節 安全・安心な環境整備	100

第3章	いきいきと自立した生活の実現	101
第1節	就労支援	101
第2節	生涯学習レクレーション活動の充実	102
第4章	認知症対策・権利擁護の推進	103
第1節	認知症に対する理解の促進	103
第2節	認知症の早期発見・対応の推進	105
第3節	成年後見制度の利用促進	108
第4節	高齢者虐待防止の推進	110
第5章	介護保険事業の適切な運営	112
第1節	介護保険サービスの充実	112
第2節	介護保険施設の整備予定	127
第3節	介護給付適正化	128
第4節	介護人材の確保・介護現場の革新	133
第5節	介護保険料の算出	135
第6章	計画の推進体制	146
第1節	計画の達成状況の点検及び評価	146
第2節	計画の推進体制の充実	146
第3節	計画の円滑な運営	146
第4節	サービスが利用しやすい環境の整備	147

序

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。本市においては、2020年（令和2年）時点の高齢化率が33.2%と全国平均を大幅に上回っています。令和5年10月現在では33.9%とさらに上昇し、そのうち75歳以上の後期高齢者率は56.4%となっております。75歳以上人口は2030年（令和12年）をピークに減少に転じる見込みですが、その後も人口減少が進むとともに高齢化率の上昇に拍車がかかると予測されます。

このような中で、増加する介護給付費、介護人材不足、現役世代の減少など、山積みする課題を解決していくために、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「伊豆の国市 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「地域で支え合い、だれもがすこやか、元気に生きるまち」の実現に向け、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築をはじめとする、高齢者福祉施策を効果的、効率的に展開することに取り組んできました。

このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「伊豆の国市 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画策定の位置づけ

1 根拠法令等

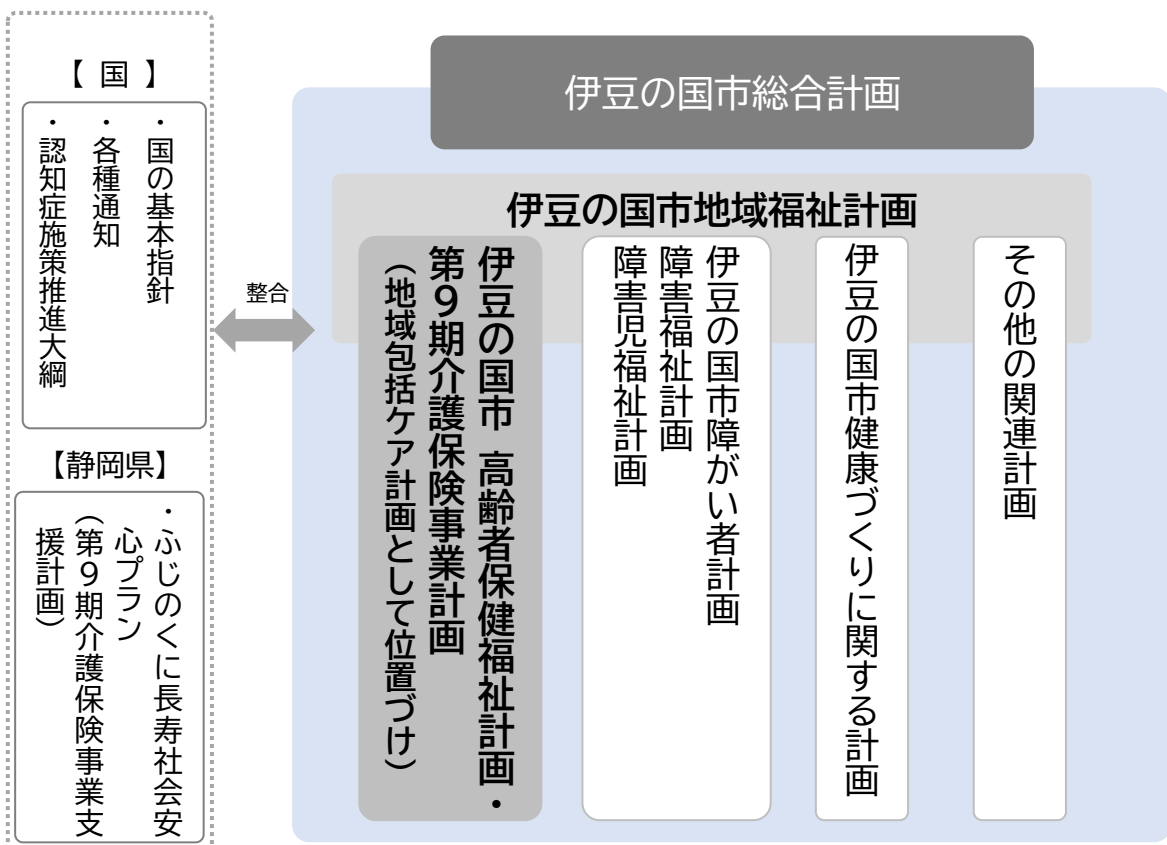
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量的目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。また、本計画は「地域包括ケア計画」として位置づけ、在宅医療・介護の連携の推進等を進めていくものです。

2 関連計画との関係

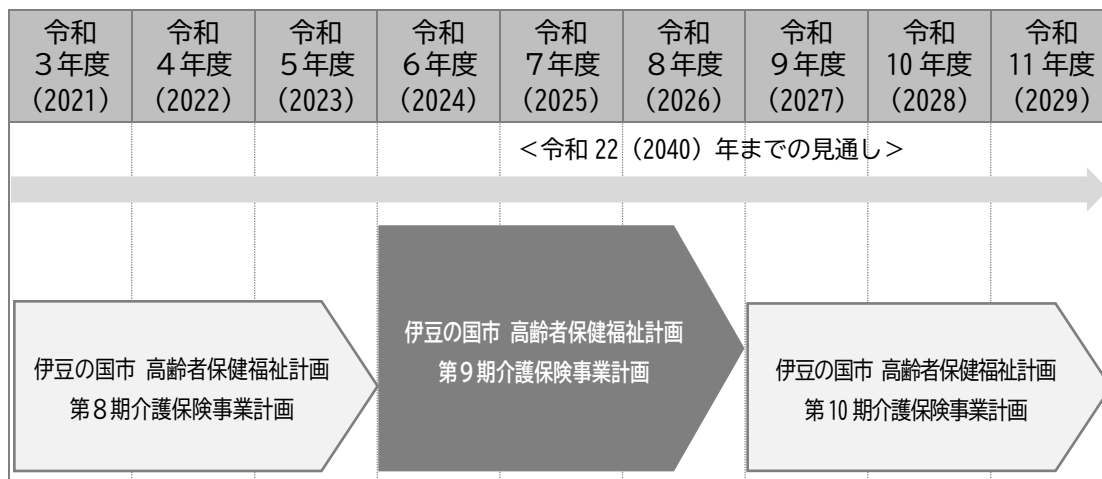
本計画は「伊豆の国市総合計画」を最上位計画、「伊豆の国市地域福祉計画」を上位計画とし、健康福祉行政における分野別計画である「伊豆の国市健康づくりに関する計画」「伊豆の国市障がい者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を図りながら推進します。また、静岡県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画である「ふじのくに長寿社会安心プラン（第9期介護保険事業支援計画）」とも整合を図ります。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることとします。



第4節 第9期計画のポイント

1 介護サービス基盤の計画的な整備

(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含む地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

(2) 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図る。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関と連携した相談支援等を担うことに期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

(2) デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

(3) 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 人口の推移

1 年齢3区分人口の推移

本市の総人口は平成7(1995)年をピークに減少※に転じ、令和5年10月1日現在、46,778人となっています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口はともに減少を続け、高齢者人口においても、令和4年から減少しており、令和5年10月1日現在の高齢者人口は16,036人、高齢化率は33.9%となっています。

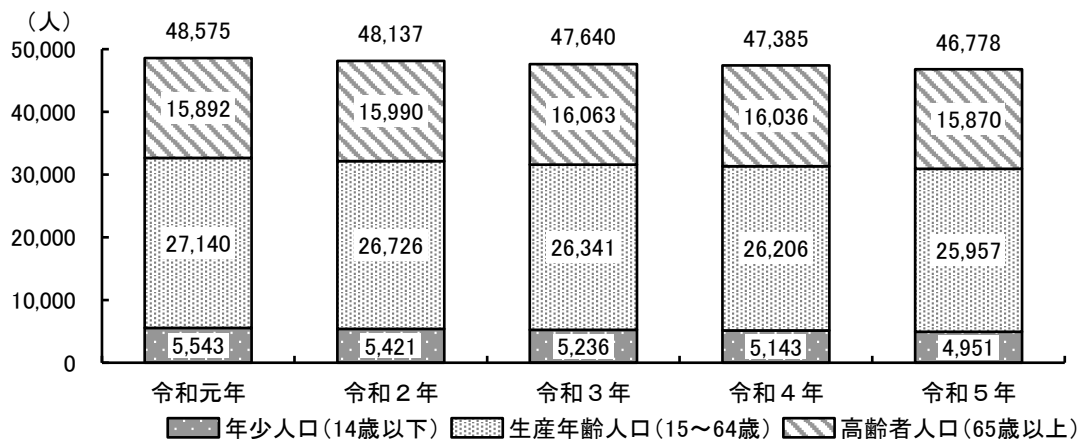
また、本市の人口ピラミッドをみると「つぼ型」をしており、人口減少が進むとともに、高齢化率の上昇に一層拍車がかかると予測されます。

※伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョンより

【年齢3区分別人口の推移】

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年少人口 (14歳以下)	5,543人 11.4%	5,421人 11.3%	5,236人 11.0%	5,143人 10.9%	4,951人 10.6%
生産年齢人口 (15歳～64歳以下)	27,140人 55.9%	26,726人 55.5%	26,341人 55.3%	26,206人 55.3%	25,957人 55.5%
高齢者人口 (65歳以上)	15,892人 32.7%	15,990人 33.2%	16,063人 33.7%	16,036人 33.8%	15,870人 33.9%
合計	48,575人	48,137人	47,640人	47,385人	46,778人

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

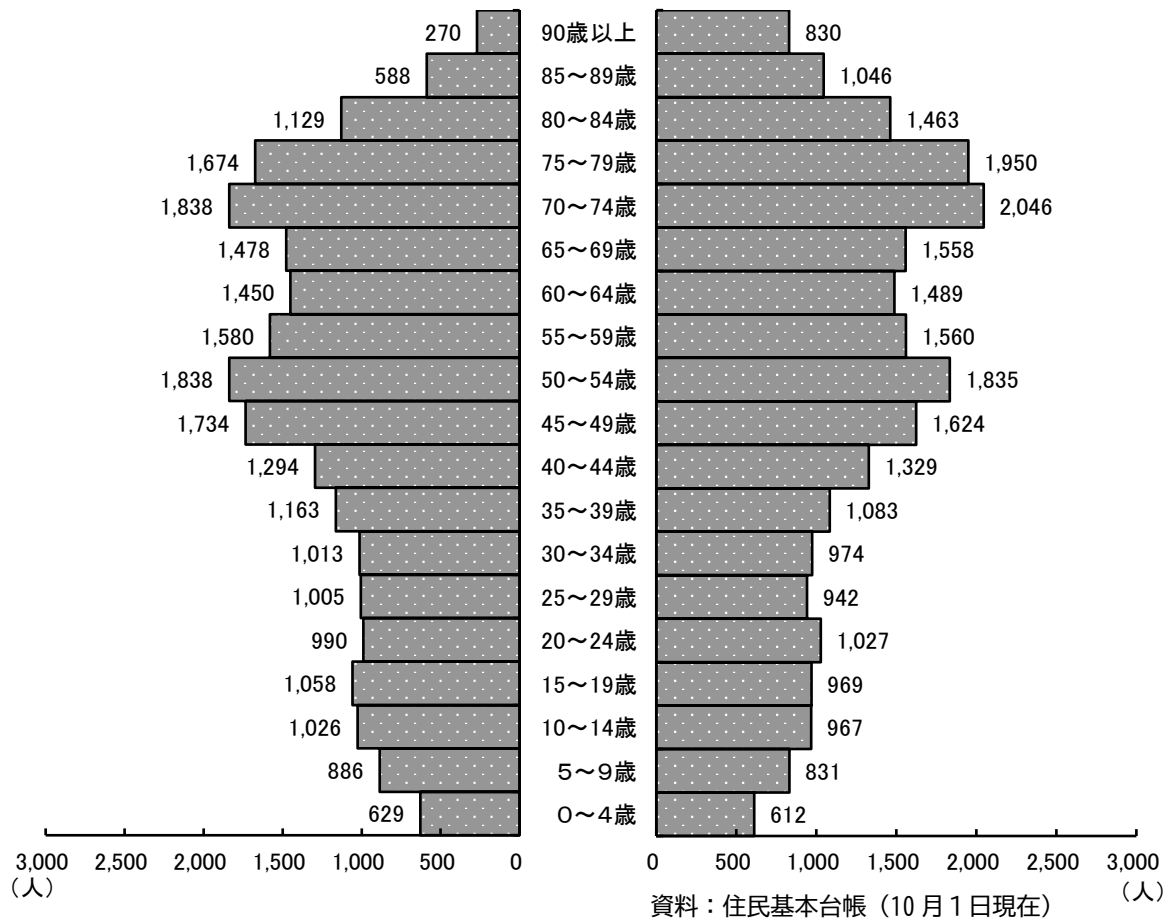


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【人口ピラミッド（令和5（2023）年10月1日）】

【男性】

【女性】



2 高齢者人口の推移

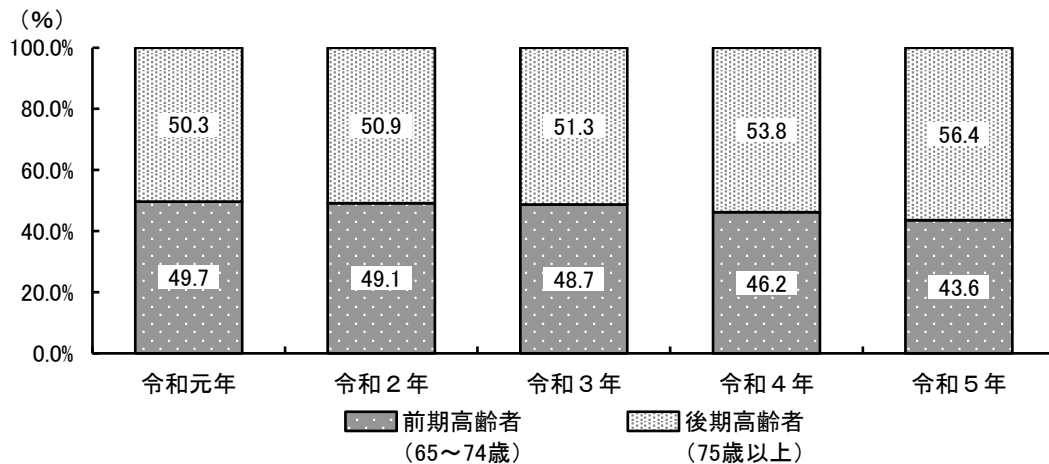
高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少している一方、後期高齢者は増加しており、令和5（2023）年10月1日現在、前期高齢者（65～74歳）が6,920人、後期高齢者（75歳以上）は8,950人となっています。

【年齢3区分別人口の推移】

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
前期高齢者 (65～74歳)	7,895人 49.7%	7,846人 49.1%	7,819人 48.7%	7,404人 46.2%	6,920人 43.6%
後期高齢者 (75歳以上)	7,997人 50.3%	8,144人 50.9%	8,244人 51.3%	8,632人 53.8%	8,950人 56.4%
合計	15,892人	15,990人	16,063人	16,036人	15,870人

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数の推移をみると、一般世帯数全体の伸びに比べて高齢者世帯の伸びは大きく、特に高齢者単身世帯はこの10年で47.4%増加しています。令和2（2020）年では、高齢者単身世帯の割合と高齢者夫婦世帯の割合を合わせると27.4%となり、およそ4世帯に1世帯以上が高齢者のみの世帯となっています。

また、高齢者同居世帯を含めた高齢者のいる世帯は52.4%で、半数を超えておりますが、今後、高齢者のみの世帯が増えていくと予測されます。

【高齢者世帯数の推移】

項目	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成22年→ 令和2年
一般世帯	18,715世帯	18,642世帯	19,051世帯	101.8%
高齢者単身世帯	1,755世帯	2,187世帯	2,586世帯	147.4%
	9.4%	11.7%	13.6%	
高齢者夫婦世帯	2,031世帯	2,411世帯	2,631世帯	129.5%
	10.9%	12.9%	13.8%	
高齢者同居世帯	4,676世帯	4,896世帯	4,765世帯	101.9%
	25.0%	26.3%	25.0%	

※一般世帯に対する割合
資料：国勢調査

高齢者世帯の住居の状況は、持ち家率が8割を超えています。高齢者実態調査（P12）では、35.3%の人が自宅で最期を迎えたいと回答しており、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、日常生活支援及び在宅介護が行き届く体制を整えることが求められます。

また、高齢者のみの世帯が増加していくことから、多くの高齢者が在宅での自立した生活が困難になることが想定されます。高齢者の住居として、特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設とあわせて、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のサービス内容を把握し、市民への周知が必要です。

【高齢者世帯の住居状況の推移】

項目	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
持ち家	6,103世帯	6,988世帯	7,880世帯	8,252世帯
	83.5%	82.9%	83.3%	82.9%
公営・公団・公社の 借家	88世帯	90世帯	107世帯	93世帯
	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%
民営の借家	1,044世帯	1,265世帯	1,386世帯	1,520世帯
	14.3%	15.0%	14.7%	15.3%
給与住宅	31世帯	39世帯	32世帯	38世帯
	0.4%	0.5%	0.3%	0.4%
間借り	45世帯	49世帯	50世帯	57世帯
	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%
合計	7,311世帯	8,431世帯	9,455世帯	9,960世帯

資料：国勢調査

第2節 要介護認定者の状況と課題

1 要介護度別認定者数の推移

要介護認定者数は増加傾向にあり、要支援では令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの伸びは63人増で8.6%の伸び、要介護では129人増で7.9%の伸びとなりました。要介護度別では、要介護1は19人減で4.3%減少、要介護2は114人増で36.9%の伸び、要介護3は2人増で0.7%の伸び、要介護4は6人増で1.6%の伸び、要介護5は26人増で12.7%の伸びとなっています。

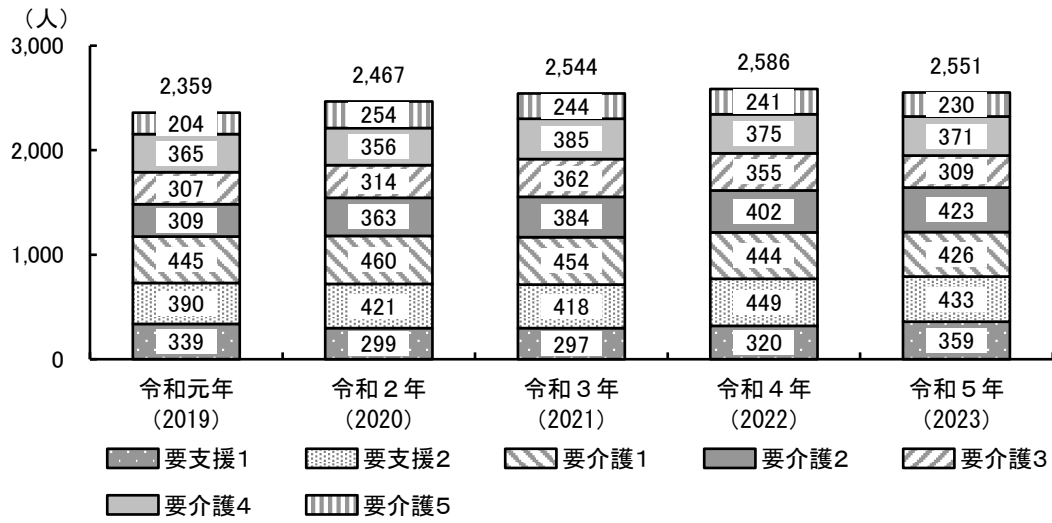
前期高齢者と後期高齢者では、令和5年度の前期高齢者の認定率が3.9%に対し、後期高齢者の認定率は25.1%となっています。全体の認定率は、15.8%と増加傾向にあります。

【要介護度別認定者数の推移】

項目	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
要支援1	339人	299人	297人	320人	359人
要支援2	390人	421人	418人	449人	433人
要支援小計	729人	720人	715人	769人	792人
要介護1	445人	460人	454人	444人	426人
要介護2	309人	363人	384人	402人	423人
要介護3	307人	314人	362人	355人	309人
要介護4	365人	356人	385人	375人	371人
要介護5	204人	254人	244人	241人	230人
要介護小計	1,630人	1,747人	1,829人	1,817人	1,759人
合計	2,359人	2,467人	2,544人	2,586人	2,551人

資料：見える化システム

【要介護度別認定者数の推移】



資料：見える化システム

【要介護認定者の内訳と認定率の推移】

項目	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
要介護認定者	2,359人	2,467人	2,544人	2,586人	2,551人
前期高齢者	271人	282人	283人	265人	268人
後期高齢者	2,051人	2,135人	2,217人	2,270人	2,237人
第2号被保険者	37人	50人	44人	51人	46人
第1号被保険者	15,892人	15,990人	16,069人	16,031人	15,859人
前期高齢者	7,895人	7,846人	7,836人	7,423人	6,934人
後期高齢者	7,997人	8,144人	8,233人	8,608人	8,925人
要介護認定率	14.6%	15.1%	15.6%	15.8%	15.8%
前期高齢者	3.4%	3.6%	3.6%	3.6%	3.9%
後期高齢者	25.6%	26.2%	26.9%	26.4%	25.1%
要介護認定率（静岡県）	16.1%	16.3%	16.6%	16.8%	17.0%
要介護認定率（全国）	18.5%	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%

資料：見える化システム

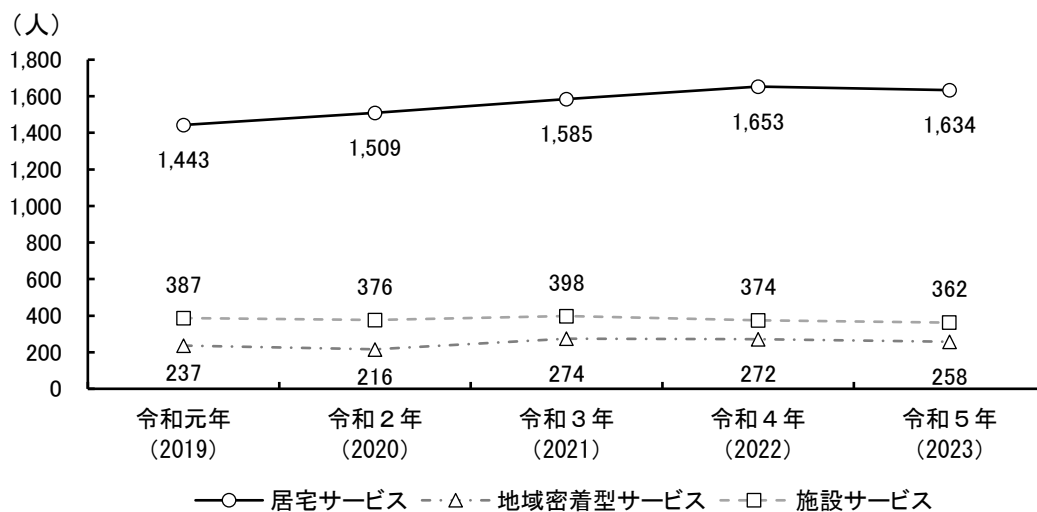
2 介護サービス受給者（利用者）の推移

介護サービス受給者（利用者）数の推移をみると、居宅サービス利用者が増加傾向にあり、サービス種類別構成比率も55.6%を占めています。受給者（利用者）一人当たり給付費をみると、施設サービス費が最も高く、介護保険制度を支える被保険者の負担も多いことがわかります。

【介護サービス受給者（利用者）の推移】

項目	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
居宅サービス	1,443人	1,509人	1,585人	1,653人	1,634人
地域密着型サービス	237人	216人	274人	272人	258人
施設サービス	387人	376人	398人	374人	362人

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分月報）



資料：介護保険事業状況報告（各年10月分月報）

【介護保険サービスの給付費と構成比】

項目	居宅サービス費	地域密着型サービス費	施設サービス費
給付費のサービス種類別構成比	55.6%	13.4%	31.0%
受給者（利用者）一人当たり給付費（月額）	110,205円	168,236円	277,923円

第1号被保険者一人当たり給付費（月額） 20,432円

資料：介護保険事業状況報告書令和5年10月分月報より
（給付費は、高額、償還払い分、サービス計画費を除く）

第3節 高齢者実態調査から見える課題

1 調査の概要

本計画を実態に即したものとするために、高齢者の生活実態や介護サービス等の現状把握を目的として実態調査を実施しました。

●調査対象

高齢者一般調査・在宅要支援認定者調査	伊豆の国市在住で65歳以上の方もしくは、要支援認定を受けている方
在宅要介護認定者調査	伊豆の国市在住で要介護認定を受けている方（施設入所者は除く）
総合事業対象者調査	伊豆の国市在住で総合事業の対象となっている方

●調査期間

令和4年11月9日～令和4年11月30日

●調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

●回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
高齢者一般調査・在宅要支援認定者調査	1,806通	1,380通	76.4%
在宅要介護認定者調査	388通	240通	61.9%
総合事業対象者調査	185通	150通	81.1%
合計	2,379通	1,770通	74.4%

2 実態調査から見える課題

●健康増進と介護予防についての現状と課題

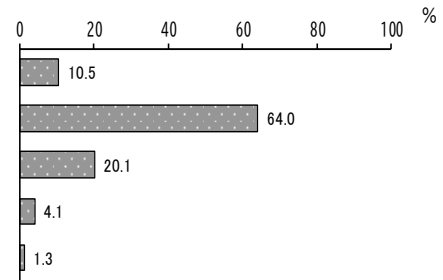
【実態調査の結果】

○ 現在の健康状態について（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

現在の健康状態について、
“よい”が74.5%（「とてもよい」と「まあよい」を足した割合）、「よくない」が24.2%（「あまりよくない」と「よくない」を足した割合）となっています。

回答者数 = 1,380

とてもよい
まあよい
あまりよくない
よくない
無回答

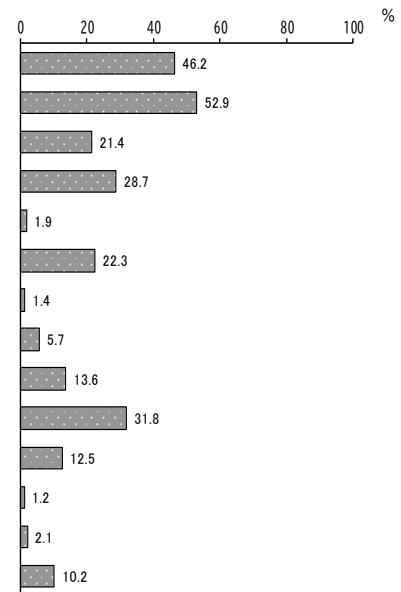


○ 健康のために心がけていること（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

健康のために心がけていることについて、「食事に気をつける（栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど）」が52.9%と最も高く、次いで「休養や睡眠を十分にとる」が46.2%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が31.8%となっています。

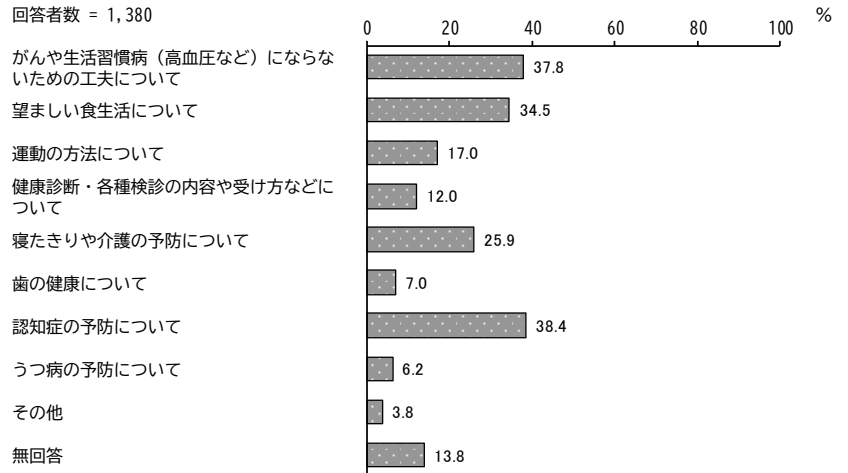
回答者数 = 1,380

休養や睡眠を十分にとる
食事に気をつける（栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど）
歯や口の中を清潔に保つ
健康診断などを定期的に受ける
酒、タバコを控える
散歩やスポーツをする
地域の活動に参加する
教養や学習活動などの楽しみを持つ
気持ちをなるべく明るく持つ
身の回りのことはなるべく自分で行う
仕事を
仕事をする
その他
特に心がけていない
無回答



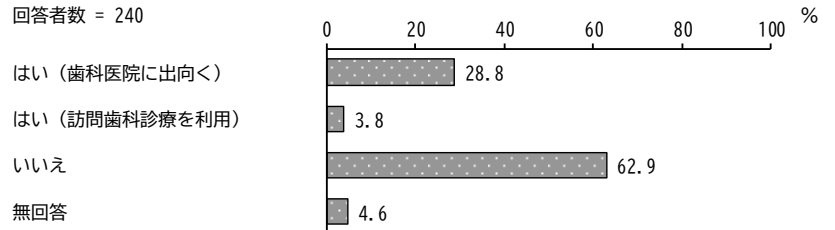
○ 健康について知りたいこと（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が38.4%と最も高く、次いで「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が37.8%、「望ましい食生活について」が34.5%となっています。



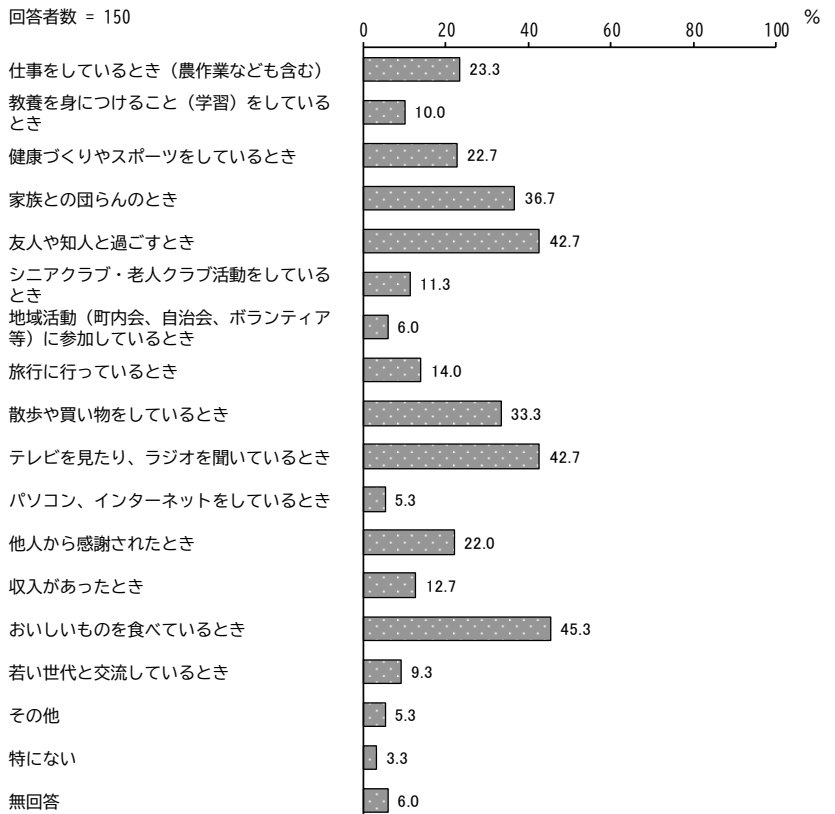
○ 1年に1回以上の歯の治療・検診受診の有無（在宅要介護認定者調査）

「いいえ」の割合が62.9%と最も高く、次いで「はい（歯科医院に出向く）」の割合が28.8%となっています。



○ 生きがい（喜びや楽しみ）を感じる時（総合事業対象者調査）

「おいしいものを食べているとき」の割合が45.3%と最も高く、次いで「友人や知人と過ごすとき」、「テレビを見たり、ラジオを聞いているとき」の割合が42.7%となっています。



【実態調査の結果からの課題】

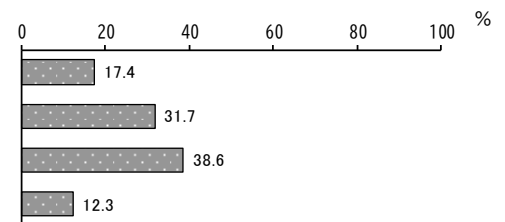
- ①高齢者の生活習慣病は予防することで健康寿命の延伸につながるため、適切な食事や運動、ストレス管理など、何らかの健康を維持するための取り組みを行っている高齢者を増やしていくことが必要です。
- ②健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。
- ③コロナ禍の中で、外出を控えていた人もおり、介護予防の活動の場を再開し、再び参加率を高めていくことが必要です。
- ④食生活や運動等の健康づくりに取り組めていない高齢者もおり、介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動など増やし、通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要です。また、参加していない人の要因を明らかにし、誰もが通いたくなる「通いの場」の創出が必要です。
- ⑤介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

●地域での支え合い体制についての現状と課題

【実態調査の結果】

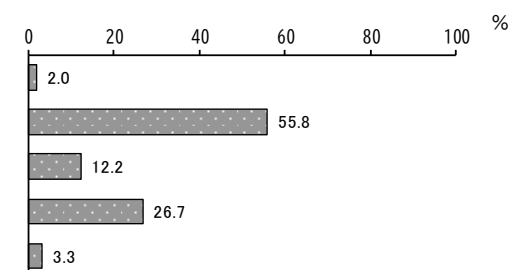
○ 地域包括支援センターの認知状況について（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

地域包括支援センターについて、「知らない」が38.6%と最も高く、次いで「内容は知らないが、聞いたことがある」が31.7%、「内容も知っている」が17.4%となっています。



○ 「在宅医療」の認知状況と今度の利用意向について（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

「在宅医療」を知っている、また、利用したいと思うかについて、「知っており、必要なときは利用したいと思っている」が55.8%と最も高く、次いで「知らない」が26.7%、「知っているが利用したくない」が12.2%となっています。

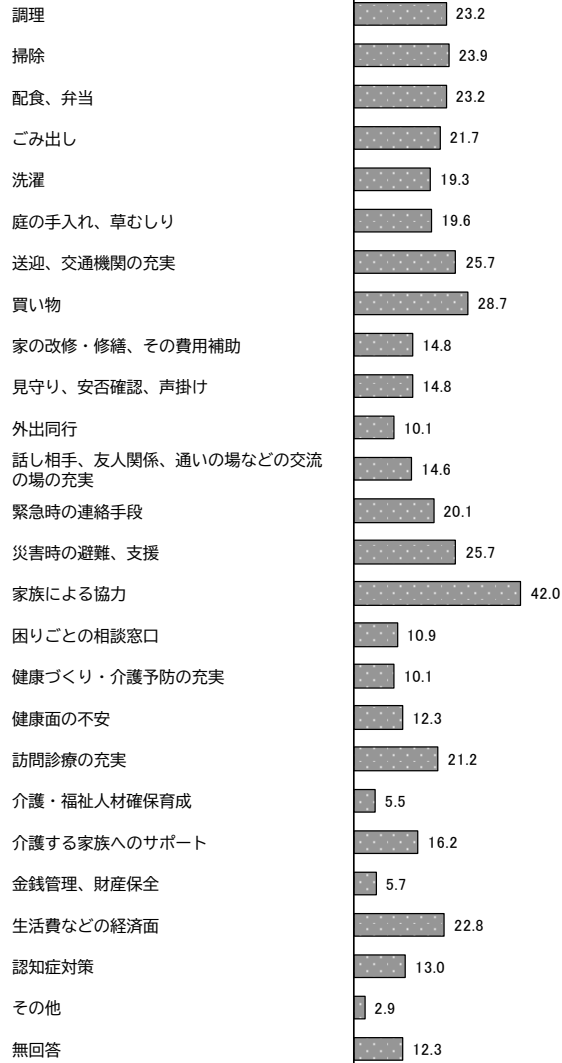


○ 自宅での生活を続けていくために必要な支援について

(高齢者一般・在宅要支援認定者調査)

どのような支援があれば、自宅での生活を続けていけるかについて、「家族による協力」が42.0%、「災害時の避難、支援」が25.7%、「介護する家族へのサポート」が16.2%となっています。

回答者数 = 1,380



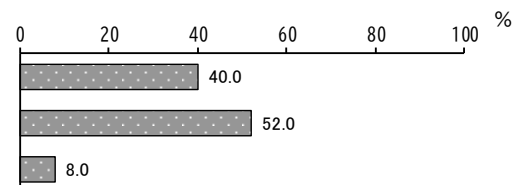
○ 医療・介護が必要になったときに在宅生活を継続することが可能か

(総合事業対象者調査)

医療・介護が必要になったとき、在宅生活を継続することが可能だと思うかについて、「不可能だと思う」が52.0%と高くなっています。

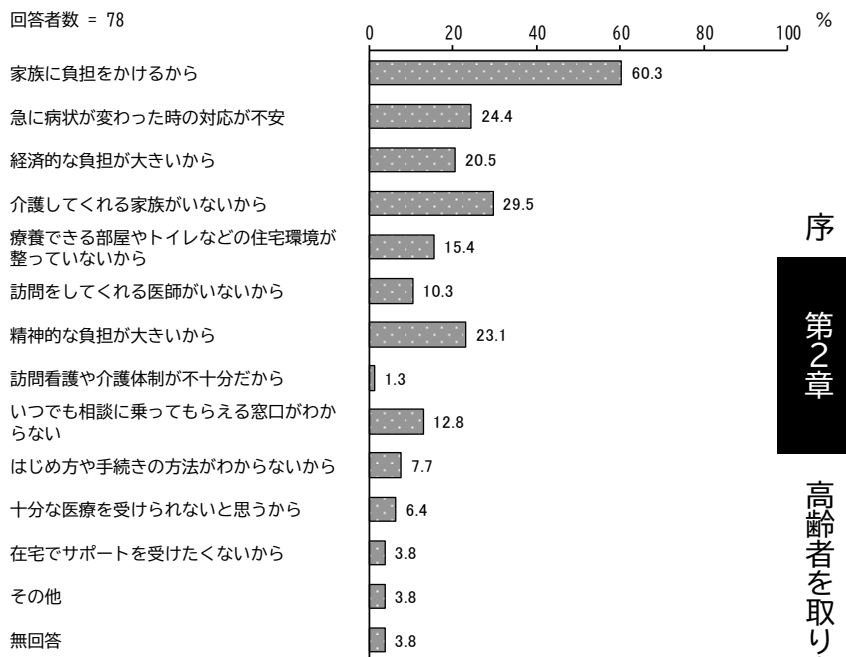
回答者数 = 150

可能だと思う
不可能だと思う
無回答



○ 在宅生活を継続することが不可能だと思理由について（総合事業対象者調査）

在宅生活を継続することが不可能と回答した人の中で、不可能だと思理由については「家族に負担をかけるから」の割合が60.3%と最も高く、次いで「介護してくれる家族がないから」の割合が29.5%、「急に病状が変わった時の対応が不安」の割合が24.4%となっています。



【実態調査の結果からの課題】

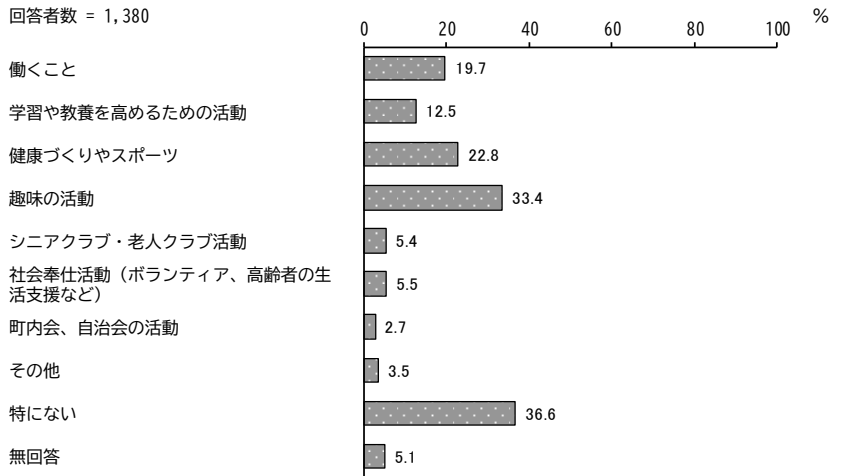
- ①地域包括支援センターの認知度は5割程度となっており、地域住民に相談窓口としての機能を周知していく必要があります。さらに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関と連携した相談支援等を強化していく必要があります。
- ②医療・介護が必要になったとき、在宅生活を継続することが不可能だと思人が5割程います。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していくことが重要です。
- ③多職種協働による医療・介護の一体的提供体制を強化する必要があります。また、在宅医療に関する相談支援についても引き続き一体的に行っていく必要があります。
- ④医療と介護双方のニーズを有する高齢者の需要を踏まえ、医療ニーズの高い居宅要介護者に柔軟に対応できるサービスなどの整備、医療・介護連携の強化を推進していく必要があります。
- ⑤超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことが必要です。
- ⑥地域の見守り活動を充実していくため、地域の住民を見守り活動につなげ活用していく仕組みづくりが必要です。
- ⑦地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- ⑧医療や介護、福祉、専門職や地域住民と連携し「災害時に誰一人取り残さないまちづくりプロジェクト」を通し、災害時支援体制づくりが必要です。

●いきいきと自立した生活について

【実態調査の結果】

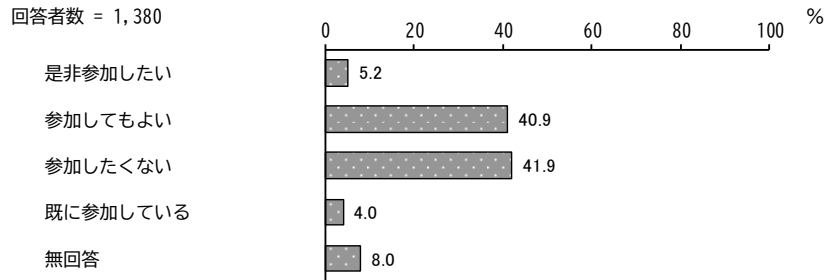
○ 今後やってみたいと思うものについて (高齢者一般・在宅要支援認定者調査)

今後やってみたいと思うものについて、「趣味の活動」が33.4%、「健康づくりやスポーツ」が22.8%、「働くこと」が19.7%、「学習や教養を高めるための活動」が12.5%となっています。



○ 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加したいかについて (高齢者一般・在宅要支援認定者調査)

地域住民の有志によって、いきいきした地域づくりを進める活動に参加者として参加してみたいと思うかについて、「参加したくない」が41.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」が40.9%、「既に参加している」が4.0%となっています。



【実態調査の結果からの課題】

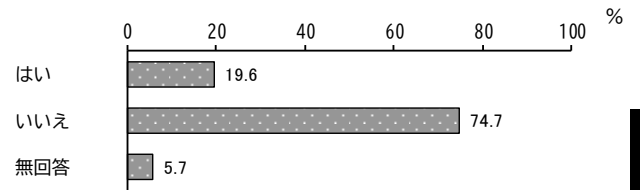
- ①様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていくことが必要です。
- ②地域づくりを進める活動への参加意向にある高齢者を地域活動へつなげていくことが重要です。高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが必要です。
- ③就労の場で活躍する意欲のある高齢者の割合は高く、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。
- ④今後やってみたいと思うものがとくにないや、グループ活動に参加したくないと考えている方が生きがいをもって生活ができるようきっかけづくりを推進することが必要です。

●認知症対策・権利擁護について

【実態調査の結果】

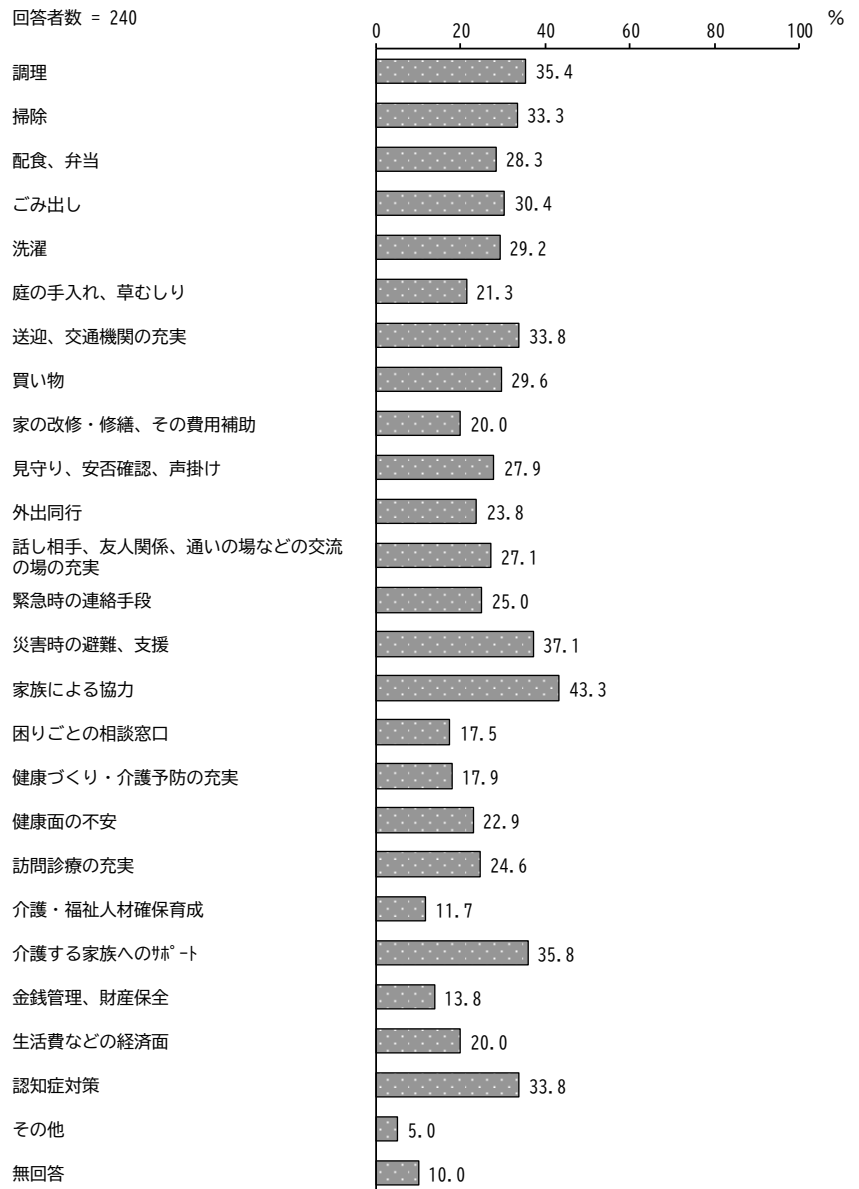
○ 認知症に関する相談窓口の認知度について（高齢者一般・在宅要支援認定者調査）

認知症に関する相談
窓口を知っているか
について、「はい」が19.6%、
「いいえ」が74.7%とな
っています。



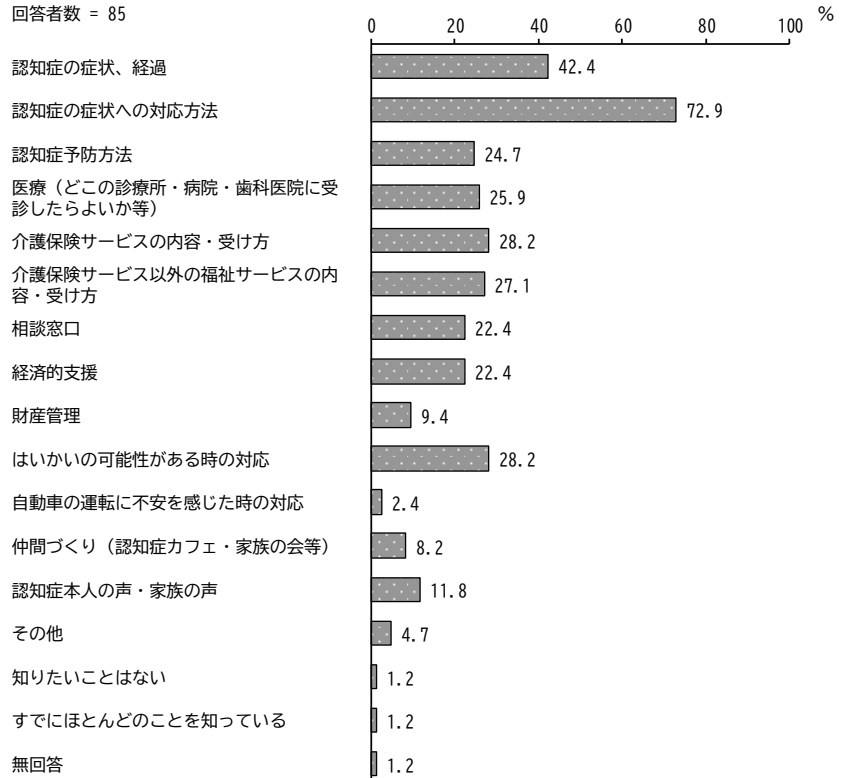
○ 自宅での生活を続けていくために必要な支援について（在宅要介護認定者調査）

自宅での生活を続け
てための支援として、
「認知症対策」が33.8%
となっています。



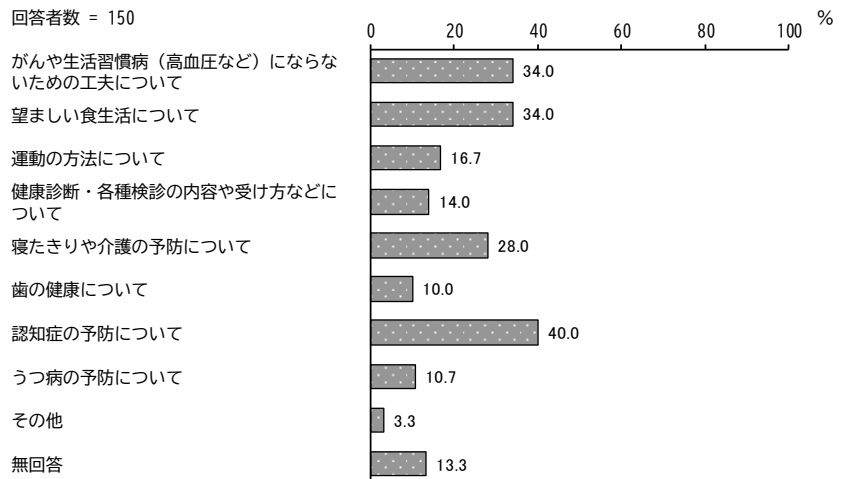
○ 認知症の症状に関連して介護者が知りたいことについて（在宅要介護認定者調査）

認知症の症状がある人の中で、認知症の症状に関連して、主な介護者の方が知りたいことについて、「認知症の症状への対応方法」が72.9%と最も高く、次いで「認知症の症状、経過」が42.4%、「介護保険サービスの内容・受け方」、「はいかひの可能性のある時の対応」が28.2%となっています。



○ 健康について知りたいこと（総合事業対象者調査）

健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が40.0%と最も高くなっています。



【実態調査の結果からの課題】

- ①認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要です。
- ②認知症の人が安心して生活を送ることができる地域の人との関わりや環境づくりの必要性について一層の周知・啓発が必要です。
- ③認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症予防に早期に取り組めるよう周知・啓発が必要です。

- ④認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のためのしくみなど、当事者が不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- ⑤認知症の症状に関連して介護者が知りたいこととして、財産管理を必要とする人もおり、成年後見制度の利用促進を図るため、内容に加え制度の抵抗感を抑えられるような周知をより進める必要があります。
- ⑥成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援の充実が必要です。

●介護保険事業の適切な運営について

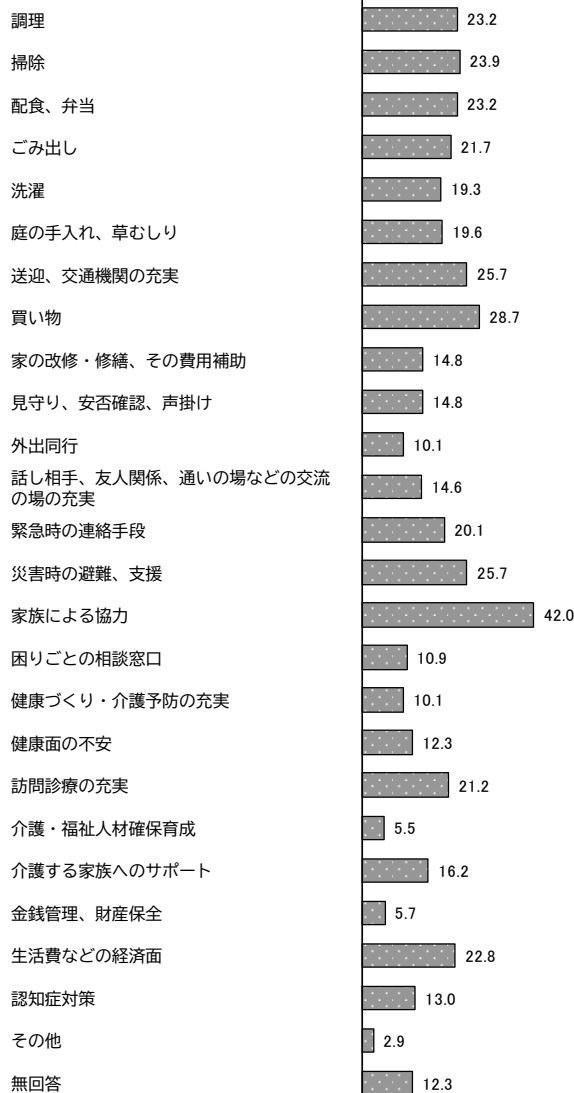
【実態調査の結果】

○ 自宅での生活を続けていくために必要な支援について

(高齢者一般・在宅要支援認定者調査)

どのような支援があれば、自宅での生活を続けていけるかについて、「生活費などの経済面」が22.8%、「訪問診療の充実」が21.2%、「介護・福祉人材確保育成」が5.5%となっています。

回答者数 = 1,380

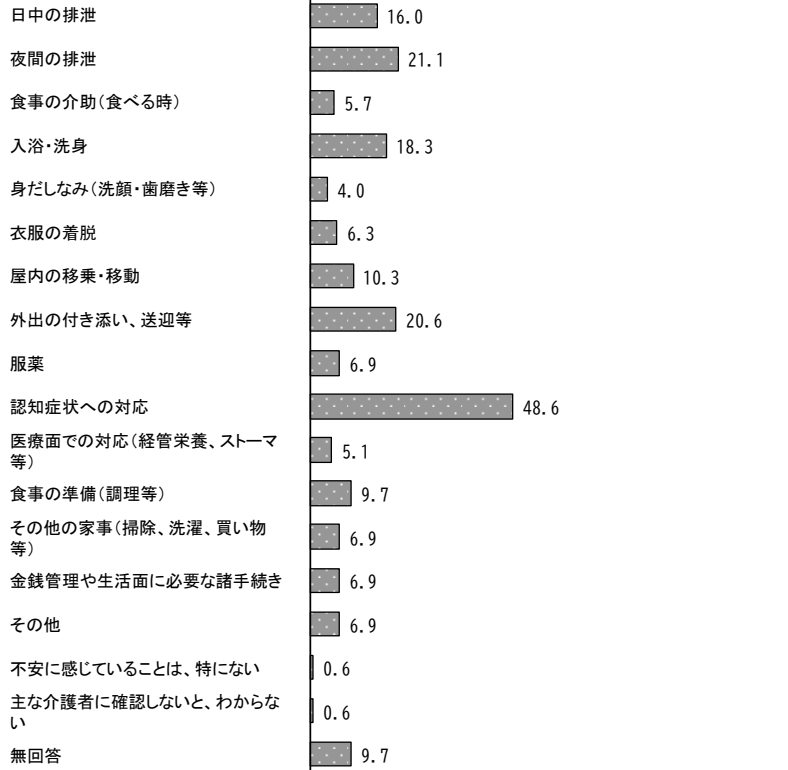


○ 現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護について

(在宅要介護認定者調査)

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、「認知症状への対応」が48.6%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が21.1%、「外出の付き添い、送迎等」が20.6%となっています。

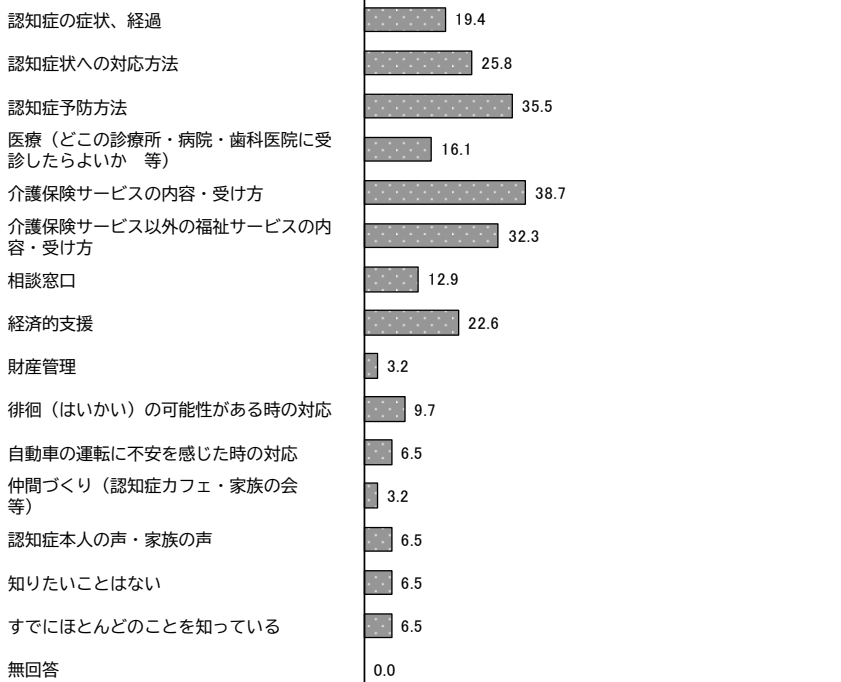
回答者数 = 175



○ 認知症の症状に関連して介護者が知りたいことについて (総合事業対象者調査)

認知症の症状がある人の中で、認知症の症状に関連して、主な介護者の方が知りたいことについて、「介護保険サービスの内容・受け方」が38.7%となっています。

回答者数 = 31



【実態調査の結果からの課題】

- ①介護保険給付の適正化や、公正かつ的確な要介護認定の実施を行い、介護サービス事業者への集団指導を実施するとともに、定期的に運営指導を行い、適正な事業運営をするために必要な指導や助言を継続して実施していくことが必要です。
- ②人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- ③介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。

第4節 計画の達成状況

1 健康づくりの現状と評価

(1) 健康診断等

① 特定健康診査〔国保加入者〕

■現状と課題■

対象者は計画値より実績値が上回っていますが、受診者数は令和4年度、受診率は令和3、4年度ともに計画値を実績値が下回っています。

健診未受診者の行動変容を促しやすい個々の特性に合わせた受診勧奨通知を作成し、通知発送時期を含め、より効果の高い受診勧奨を実施することが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	計画値	7,885人	7,388人	6,619人
	実績値	8,527人	7,941人	7,876人(見込)
受診者数	計画値	3,627人	3,546人	3,309人
	実績値	3,646人	3,342人	2,887人(見込)
受診率	計画値	46.0%	48.0%	50.0%
	実績値	42.8%	42.1%	36.7%(見込)

② 後期高齢者健康診査（75歳以上）

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

未受診者の実態把握と健診受診後の受診勧奨者で受診につながっていない人へのアプローチが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	計画値	8,864人	9,224人	9,513人
	実績値	8,587人	8,854人	9,164人(見込)
受診者数	計画値	3,013人	3,228人	3,424人
	実績値	2,625人	2,890人	3,000人(見込)
受診率	計画値	34.0%	35.0%	36.0%
	実績値	30.6%	32.6%	32.7%(見込)

③ 歯周病検診（高齢期65歳以上）

■現状と課題■

令和3年度は70歳代女性を除き計画値より実績値が下回っていますが、令和4年度は70歳代男性を除き計画値より実績値が上回っています。

男性よりも女性の受診者が2倍となっており、女性の方が、歯についての意識が高いと推測されます。年代別にみると60～70歳代が多くなっています。

「歯と口腔の健康づくり推進委員会」と連携し、検診受診者を増やすよう普及啓発を実施することや、歯周病検診受診啓発と合わせて、歯みがき習慣やかかりつけ歯科医を持つこと等の啓発が必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
60歳代 男性受診率	計画値	1.31%	1.33%	1.35%
	実績値	1.27%	1.68%	1.81%(見込)
60歳代 女性受診率	計画値	3.04%	3.06%	3.08%
	実績値	2.91%	3.54%	2.92%(見込)
70歳代 男性受診率	計画値	1.95%	1.97%	1.99%
	実績値	1.38%	1.88%	1.82%(見込)
70歳代 女性受診率	計画値	2.74%	2.76%	2.78%
	実績値	2.87%	3.13%	2.53%(見込)

④ 骨粗鬆症検診（65歳・70歳）

■現状と課題■

骨粗鬆症は、年齢が上がるにつれ発症者が増える傾向にあります。

骨粗鬆症は、骨折することで寝たきりや、自立した生活を送ることができなくなるため、正しい知識の普及に努め、検診の普及・啓発を行うことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
受診率	計画値	—	—	—
	実績値	7.00%	7.40%	7.68%(見込)

⑤ がん検診

■現状と課題■

がんで死亡する人が全国、県と比較しても多くなっていますが、今後も毎年検診を受ける必要性の周知と簡便な検査であること、精密検査の必要性について啓発していく必要があります。

(2) 健康教育

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症の影響により実施者数の実績値は計画値を大きく下回っています。

今後も生活習慣病の発症を未然に防ぐため、特定検診・人間ドックの結果を活用し、メタボリックシンドロームやその予備軍の方に対して保健指導を実施し、対象者が自ら生活習慣を改善できるよう支援します。

【特定保健指導】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	計画値	413人	396人	363人
	実績値	328人	329人	300人(見込)
実施者数	計画値	234人	231人	218人
	実績値	113人	114人	80人(見込)
実施率	計画値	56.70%	58.30%	60.10%
	実績値	34.45%	34.65%	26.6%(見込)

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

■現状と課題■

フレイル状態にあると思われる要支援者と生活習慣病の悪化が疑われる要介護者が多くなっています。引き続き、体操教室等でフレイル予防・介護予防の取り組みを実施します。

今後は、生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、健康状態不明者の実態を把握し、健診・医療受診勧奨、体操教室参加勧奨等、対象者の実態に合わせた対応が必要です。

2 介護予防・重度化防止の現状と評価

(1) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

■現状と課題■

訪問件数は計画値より実績値が上回っています。

訪問時、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストについて理解が得られず、状態を把握することが困難となっています。

介護予防事業や生活支援サービス事業など各種啓発を進めていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問対象者数	計画値	380人	330人	390人
	実績値	333人	489人	376人
訪問件数	計画値	265人	230人	272人
	実績値	300人	466人	358人(見込)

② 介護予防普及啓発事業

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症の影響により計画値と比較して実績値が大きく下回っています。

コロナ禍もあり既存の体操教室の参加者を対象として実施しました。講座のテーマにより、対象者数に対し参加者数が少ない講座があります。高齢者のニーズに応じた新たな講座内容や新しい講師の開拓を行い、講座に興味を持ってもらえるように内容を充実させる必要があります。

また、今後は地域住民を対象に実施していく必要があります。

【講演会、健康講座等の開催】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	86回	86回	86回
	実績値	29回	34回	30回
延べ参加人数	計画値	1,000人	1,040人	1,080人
	実績値	239人	310人	306人

参加者の固定化と高齢化が課題となっており、新規参加者の開拓と、体操教室の周知方法を検討していくことが必要です。

【体操教室の開催】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	1,830回	1,830回	1,830回
	実績値	516回	411回	460回(見込)
延べ参加人数	計画値	19,000人	19,500人	20,000人
	実績値	4,437人	3,591人	3,030人(見込)

③ 地域介護予防活動支援事業

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症の影響により計画値と比較して実績値が大きく下回っています。

サロン及びサロンボランティアの高齢化により、活動の継続が困難となっており、新規参加者の開拓と活動内容のマンネリ化の防止を検討していくことが必要です。

【介護予防ボランティア養成講座の実施】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	8回	8回	8回
	実績値	0回	0回	2回(見込)
延べ参加人数	計画値	150人	150人	150人
	実績値	73人	73人	70人(見込)

活動する団体が固定され、新規の活動団体がありません。

地域住民がサロン等の活動の開設や継続して活動していくための支援を行っていく必要があります。

【地区サロン等の活動支援】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
講師等の派遣	計画値	40回	40回	40回
	実績値	7回	12回	21回(見込)

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

■現状と課題■

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から身体機能評価や身体機能強化サポーター養成講座が実施できていません。

参加者自身が自分の体力の状況を把握し介護予防ができるように、理学療法士・作業療法士等の専門職の視点を取り入れた身体機能評価を適切に実施するための体制づくりが必要です。

⑤ 一般介護予防事業評価事業

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

新型コロナウイルスの影響により、計画どおりに事業を実施することができなかったため、指標に基づいた評価が行われませんでした。

計画どおりの事業実施と専門家の評価による効果的な介護予防事業が行われる体制を構築していくことが必要です。

【介護予防事業評価委員会の開催】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	2回	2回	2回
	実績値	2回	2回	2回

(2) 自立支援、介護予防・重度化防止施策の推進

① 地域リハビリテーション提供体制の充実

■現状と課題■

訪問リハビリテーションの事業所数が計画値より上回っています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、更に事業所の確保に努める必要があります。

また、保健、医療、福祉、介護及び地域を含め生活に関わるあらゆる人々や機関（組織）が協力し合い体制整備を行うことが重要です。

引き続き「予防期」、「急性期・回復期」、「生活期」の各段階を通じて、切れ目なくリハビリテーションを提供する「地域リハビリテーション」の実現のため、地域においてリハビリが必要な高齢者への支援が必要です。

【訪問リハビリテーション】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業所数	計画値	1箇所	1箇所	1箇所
	実績値	3箇所	3箇所	3箇所
受給率	計画値	2.37%	2.33%	2.32%
	実績値	2.68%	2.50%	2.47%(見込)

【通所リハビリテーション】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業所数	計画値	2箇所	2箇所	2箇所
	実績値	2箇所	2箇所	2箇所
受給率	計画値	6.52%	6.68%	6.73%
	実績値	6.55%	6.65%	7.05%(見込)

i. 予防期（介護予防・疾病予防・重度化防止）

■現状と課題■

訪問件数は計画値より実績値が上回っています。

理学療法士が重点的に関わっていますが、地域リハビリテーションサポート医にも働きかけ、幅広くリハビリテーション専門職を活用していくことが必要です。本市に合った地域リハビリテーションサポート医の活用方法を検討することが必要です。

【介護予防把握事業】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問対象者数	計画値	380 人	330 人	390 人
	実績値	333 人	489 人	376 人
訪問件数	計画値	265 人	230 人	272 人
	実績値	300 人	466 人	358 人(見込)

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症の影響により計画値より実績値が大きく下回っています。

参加者の固定化と高齢化が課題となっています。講座内容に応じ新たな講師の開拓を検討していくことが必要です。

【介護予防普及啓発事業・体操教室の開催】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	1,830 回	1,830 回	1,830 回
	実績値	516 回	411 回	460 回(見込)
延べ参加人数	計画値	19,000 人	19,500 人	20,000 人
	実績値	4,437 人	3,591 人	3,030 人(見込)

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症の影響により計画値より実績値が下回っています。

活動する団体が固定され新規の活動団体がありません。

地域住民が、サロン等の活動の開設や継続して活動していくための支援を行っていくことが必要です。

【地域介護予防活動支援事業・地区サロン等の活動支援】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
講師等の派遣	計画値	40 回	40 回	40 回
	実績値	7 回	12 回	21 回(見込)

ii. 急性期・回復期

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

医療機関と介護事業所等関係者の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築していく必要があります。

【在宅医療・介護連携推進会議の実施】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	2回	2回	2回
	実績値	2回	2回	2回

iii. 生活期

■現状と課題■

延べ利用者数は計画値より実績値が下回っています。

利用者の少なさが課題となっており、令和5年に要綱の一部改正を行いました。今後も、効果検証を実施し、周知啓発を行っていく必要があります。

【訪問型サービスC】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	計画値	6人	10人	14人
	実績値	7人	6人	1人(見込)
延べ利用者数	計画値	60人	96人	132人
	実績値	50人	58人	12人(見込)

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

引き続き、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、個別の課題への対応を様々な視点から検討する必要があります。

また、支援する多職種の資質向上と連携により自立に向けた支援策向上を図っていく必要があります。

【自立支援型地域ケア個別会議】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	6回	6回	6回
	実績値	6回	6回	6回

② 通いの場の充実

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

高齢者数の増加に伴い、より一層通いの場の整備及び充実に努めます。あわせて住民主体の通いの場の創出をしていくことが必要です。

【通いの場の開催】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催箇所	計画値	75箇所	75箇所	75箇所
	実績値	76箇所	76箇所	77箇所(見込)

(3) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

■現状と課題■

計画値より実績値が上回っています。

介護予防と日常生活の自立支援を目的にその利用者に合ったサービスを提供していくことが必要です。

【訪問型サービスA】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	計画値	30人	32人	34人
	実績値	46人	49人	41人(見込)
延べ利用者数	計画値	1,750人	1,820人	1,850人
	実績値	2,890人	2,849人	2,396人(見込)

計画値より実績値が下回っています。

委託業者の担い手不足により、利用者の希望するサービスが提供できないケースがあります。委託業者以外の類似サービスを行う団体等の洗い出しを行い、希望するサービスが提供できる体制を整えていくことが必要です。

【訪問型サービスB】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	計画値	4人	5人	6人
	実績値	4人	5人	3人(見込)
延べ利用者数	計画値	192人	240人	288人
	実績値	181人	177人	119人(見込)

計画値より実績値が下回っています。

利用者の少なさが課題となっており、令和5年に要綱の一部改正を行いました。今後も、効果検証を実施し、周知啓発を行っていくことが必要です。

【訪問型サービスC】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	計画値	6人	10人	14人
	実績値	7人	6人	1人(見込)
延べ利用者数	計画値	60人	96人	132人
	実績値	50人	58人	12人(見込)

② 通所型サービス

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

介護予防と日常生活の自立支援を目的にその利用者にあったサービスを提供していくことが必要です。

【通所型サービスA】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	計画値	119人	121人	123人
	実績値	84人	75人	72人(見込)
延べ利用者数	計画値	5,400人	5,450人	5,500人
	実績値	3,373人	3,460人	3,353人(見込)

計画値より実績値が下回っています。

コロナ禍で体操教室へ参加しなくなった高齢者がそのまま通わなくなっています。コロナ対策を緩和し、コロナ禍前の開催状況に戻すにあたり体力の低下が心配されるため、参加者の状況を見ながら徐々にメニューを以前の内容に戻していくことが必要です。

【通所型サービスB】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催数	計画値	384回	384回	384回
	実績値	336回	364回	323回(見込)
延べ参加者数	計画値	5,380人	5,380人	5,380人
	実績値	1,969人	2,715人	2,565人(見込)

(4) 適切な介護予防ケアマネジメント

■現状と課題■

ケアマネジメント業務量の増加や利用者の抱える問題が複雑化しています。自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント力の向上が必要です。

今後、地域づくり会議や自立支援型地域ケア個別会議を開催し、事例検討を通して自立支援に向けた課題解決を行っていくことが必要です。

3 包括的な支援体制づくりの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

相談件数及び介護予防ケアマネジメント業務の利用者が増加するとともに高齢者の生活環境や問題が複雑化しており職員の業務を圧迫しています。自立高齢者の介護予防や支援への取り組みができず、問題が大きくなってから発覚するケースの増加が危惧されるため、適正な運営ができるように現状の整理と対応が必要です。

地域包括支援センター運営協議会と連携し、必要な人員確保を図るとともに公正・中立性の確保や円滑かつ適正な運営を図っていくことが必要です。また、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として適切な介護や医療につなぐための対応力を強化していくことが必要です。

【地域包括支援センター運営協議会の開催】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	3回	3回	3回
	実績値	2回	2回	3回

(2) 相談支援体制の充実

■現状と課題■

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加と比例し、困難事例の件数が増えています。緊急対応のケースや困難なケース、虐待に繋がるかもしれないケースは類似要素があるため、予防的な視点を持った介入が必要です。

地域包括支援センターにおける機能や相談窓口の普及啓発を住民に向けて経年的・継続的に行っていくことが必要です。

(3) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の充実

■現状と課題■

令和4年度にヒアリングを実施し、特定施設化の希望の有無等を確認しました。サービス提供が「介護保険サービスによる提供」と「施設サービスとしての提供」の区割が、利用者に対して明確になっていません。

今後も、市内の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における介護サービス提供状況などの情報の把握し、市民への情報提供を行っていくことが必要です。

(4) 地域ケア会議の推進

■現状と課題■

計画値より実績値が大きく下回っています。

相談事業を強化し、個別課題の掘り起こしが必要です。個別課題の検討、分析を行い地域の共通課題の抽出を行うため、今後も開催方法等検討を行っていくことが必要です。

【地域ケア個別会議】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	72回	72回	72回
	実績値	35回	17回	36回(見込)

概ね計画通りとなっています。

地域課題について共有することができました。今後も開催方法や参加者の検討を行っていくことが必要です。

【地域ケア圏域会議】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	6回	6回	6回
	実績値	4回	5回	6回(見込)

概ね計画通りとなっています。

地域課題について共有することができました。開催方法や参加者の検討とともに地域課題の解決に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

【伊豆の国市地域ケア推進会議】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	1回	1回	1回
	実績値	1回	2回	1回

概ね計画通りとなっています。

引き続き、個別の課題への対応を様々な視点から検討する必要があります。

また、支援する多職種の資質向上と連携により自立に向けた支援策向上を図っていくことが必要です。

【自立支援型地域ケア個別会議】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	6回	6回	6回
	実績値	6回	6回	6回

(5) 福祉教育・福祉人材の育成

■現状と課題■

人口減少と高齢化及び定年延長による就労期間の長期化など人材、人員不足が課題となっています。ボランティア団体や活動の情報発信が必要です。

進行する高齢化において、元気な高齢者が地域の担い手となるような人材育成への取組が重要となり、福祉意識醸成のため、幼小中高で福祉教育を実施し、ボランティア団体や活動の情報発信を強化していくことが必要です。

4 在宅医療・介護連携の現状と評価

(1) 在宅医療・介護連携の推進

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

「シズケア*かけはし」の利用が一部の事業所に限られている一方で、地域づくり会議の参加者は増加しています。「シズケア*かけはし」や地域づくり会議など医療と介護、病院と地域が繋がる機会を提供し、連携の仕組みが必要です。また、実態調査ではACP(万が一の時にどのような医療や介護を望んでいるか)について、1/3の人が考えていない、または書面に残していないとの回答でした。

様々な方法を活用し、医療と介護、病院と地域の連携を強化するとともに、住民へACPについて普及啓発をしていくことが必要です。

【在宅医療・介護連携推進会議の実施】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	2回	2回	2回
	実績値	2回	2回	2回

5 在宅高齢者の生活支援の推進と充実

(1) 生活支援体制整備の推進

① 生活支援コーディネーターの配置

■現状と課題■

生活支援コーディネーターの配置を行いました。役割の明確化や活動時間の確保が困難であり、効果的な事業が行われていません。

生活支援コーディネーターが役割を発揮できる組織の整備や関係機関と連携した支援体制の充実や強化を図る必要があります。

② 協議体の設置

■現状と課題■

第1層協議体については概ね計画通りでしたが、第2層協議体については令和4年度及び令和5年度は計画値より実績値が下回っています。

コロナ禍により、地域の活動が縮小されており、効果的な事業が実施できていません。関係機関と連携し、ニーズの確認や地域資源の掘り起こしを行うとともに、地域活動を活性化させる取り組みが必要です。

また、第1層と第2層の協議体の連携を強化するための仕組みの再構築も必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
第1層協議体 開催数	計画値	4回	4回	4回
	実績値	4回	4回	3回(見込)
第2層協議体 開催数	計画値	9回	9回	9回
	実績値	11回	6回	6回(見込)

③ 居場所づくりの推進

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

個人商店の廃業やシニアクラブ、子ども会など会員減少によって、地域で集まる機会が減少しています。各自治会や住民が地域の課題として認識することが必要です。

また、居場所を実施している団体をモデルケースとして、立ち上げや運用を周知するなど継続的な呼び掛けが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居場所開設数	計画値	14 箇所	16 箇所	18 箇所
	実績値	12 箇所	12 箇所	13 箇所(見込)

④ ベンチプロジェクトの推進

■現状と課題■

令和4年度は大河ドラマ事業によるゆかりの地への設置で実績値が大幅に上昇しました。

また、地域の企業や事業所、高校、活動グループなど様々な方面からの協力により計画値を大幅に超えるベンチを設置することができました。

引き続き地域住民と設置事業者の交流のもとベンチの適切な管理を行い、ベンチプロジェクトを持続可能な事業とするための体制を強化していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ベンチプロジェクトによる 設置個所数	計画値	54 箇所	57 箇所	60 箇所
	実績値	81 箇所	96 箇所	99 箇所(見込)

⑤ 安全安心見守りネットワーク事業の推進

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

引き続き登録者数増加の取組として、周知や実態調査等を推進し、官民連携により地域で見守る体制の構築を図っていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
安全安心見守りネットワーク協力事業所登録数	計画値	18箇所	22箇所	26箇所
	実績値	25箇所	25箇所	26箇所(見込)

(2) 在宅高齢者への生活支援の充実

① 食の自立支援事業

■現状と課題■

アセスメント調査を実施後、調査表に基づき判定会を実施しています。医療職を含めた判定会で栄養改善、見守り支援の観点からサービスの可否判断をしています。

適正な判定会とサービス利用者に適した配食の継続、また基準を満たしておらず、対象にならなかった人に対する民間配食の利用案内等の支援を市と民間事業者が連携し、多様なニーズに合わせた事業を実施することが必要です。

② 家族介護用品支給事業

■現状と課題■

現在、紙おむつ購入費助成券が使用できる店舗として、市内の小売業者(主に薬局)と契約していますが、購入者の利便性の向上と小売業者(主に薬局)の活性化を考慮したうえで取扱い店舗の拡大範囲をどのようにするか検討が必要です。

また、交付対象者を要介護1以上の者から要介護2以上の者に改正しました。

高齢化が進む中、需要は増えてくるため、事業は継続的に行っていくとともに、動向を見ながら、対象者や交付金額の検討をしていくことが必要です。

③ 救急医療情報キット配布事業

■現状と課題■

独居高齢者が増加している中で必要な人の把握や事業の周知ができていません。

また、利用者が保管する救急キットの中の救急医療情報シートが最新の情報になっているかの確認や周知が不足しています。

利用開始から継続した支援を関係機関と協力し実施していく必要があります。

④ 緊急通報システム利用事業

■現状と課題■

高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯の増加などにより、身近に緊急時の対応をする者が減少しています。

これまでの取り組みを検証するとともに、これ以上のオプションは今の値段では維持できないため、民間システムも検証し、市の事業と比較検討をしていくことが必要です。

⑤ 高齢者のニーズに対応した住宅の提供

■現状と課題■

長年住んでいた住宅にあっても加齢による身体機能の低下により、年々、住みづらい住居となっていく可能性があります。

介護保険制度を利用した住宅改修が、高齢者にとって利用しやすいものとなるよう、きめ細かな支援をしていく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくことができるよう、住宅問題を抱える高齢者の問題解決のために住宅の支援に関する制度を把握し、提供できる体制を整えます。

⑥ おはようサービス事業

■現状と課題■

長期不在の際の連絡忘れや不在の様子がないにもかかわらず会えないことがあります。

安否確認を確実なものにするために、不在時の連絡や受け取り方法について利用者へわかりやすく説明することが必要です。

⑦ 外出支援事業

■現状と課題■

外出については、身体能力や生活環境に応じ多くの高齢者が問題を抱えています。

「タクシー・バス・鉄道の利用助成」も含めた移動支援について、実情に応じた支援のあり方を公共交通政策と連携し検討していくことが必要です。

(3) 介護を行う家族への支援

① 介護に取り組む家族等の相談・支援体制の整備

■現状と課題■

地域包括支援センター及び関係機関が連携し相談体制を整えています。

地域包括ケアシステム構築の強化とともに、家族の現状確認と支援の方向性を検討していくことが必要です。

② 在宅高齢者短期保護事業

■現状と課題■

高齢者の相談、支援を行う中で利用を推進しています。

利用者の事情により7日以内の保護では難しい場合もあります。

生活形態や個々が抱える事情が多様化している中、必要な事業であり継続して行いますが、内容の検討が必要です。

③ 介護者手当支給事業

■現状と課題■

該当者の把握、諸条件による審査を行い支給しています。

申請後、支給までに時間がかかることが課題となっています。

在宅で介護をしている人の労をねぎらうために継続していきますが、対象者や手当の額の見直し、事務の迅速化の検討が必要です。

6 安全・安心な環境整備

(1) 災害時支援体制の整備

■現状と課題■

災害時避難行動要支援者個別避難計画の記入において、避難支援者や避難経路等の項目の未記入もあり、避難支援体制は実行性に欠けます。

福祉専門職や地域住民等と調整し、要支援者への日常的な支援にあわせ、避難支援体制を整備します。協定施設とも調整し、避難所運営体制の強化を図る必要があります。

(2) 住宅の耐震改修・家具等の転倒防止の促進

■現状と課題■

減災対策として必要なサービスであり、住宅の耐震対策としていくつかの選択肢はあるものの、費用の面や対象世帯ごとの状況が課題となり、申請件数は横ばいとなっています。

より多くの市民へ情報を届けサービスを拡充するため、ホームページや広報紙等を活用し、周知・広報を行います。耐震対策の選択肢を認識してもらうために、高齢者のみの世帯の方も情報を得られるような広報活動を検討します。

(3) 消費者問題対策の推進

■現状と課題■

消費生活相談における60歳以上の相談者が全体の半数以上の状態となっており、高齢者における更なる消費者教育が必要です。あわせて地域包括支援センター職員、民生委員、ケアマネージャーなどへも被害防止のために消費者問題について学ぶ機会を作り、シニアクラブ、シルバー人材センターなどの団体や体操教室等人が集まる場を活用した消費者教育を実施していくことが必要です。

(4) 交通安全教育の実施

■現状と課題■

各所で開催する高齢者サロン等の交通安全教室における参加者のうち、新規受講者の人数が少ないため、多くの高齢者に知っていただく周知の方法が必要です。

より多くの高齢者に交通安全に関する情報が届くよう、関係機関への周知依頼及び広報の活用を検討し、新規受講者の確保に努めます。

7 就労支援

(1) 高齢者雇用の理解啓発

■現状と課題■

現役時代にIT経験を積んだ世代が高齢者となるなど、経験や能力が多様化しています。幅広い職種の企業等に対して高齢者雇用に理解を求めるなど雇用促進が必要です。

就業ニーズが変化していく中、企業等と働き手である高齢者とのマッチングが求められています。企業等やシルバー人材センターに対し、積極的な高齢者雇用の理解啓発を行っていくことが必要です。

(2) 就労に向けた相談・情報提供、講座の実施

■現状と課題■

企業等が必要とする人材を把握し、その内容に合わせた学習機会の提供が必要です。また、今後もシルバー人材センターの自主的な活動により、積極的な支援を行っていくことが必要です。

(3) シルバー人材センターの活用

■現状と課題■

社会構造として定年延長が進んでいる中、60才を過ぎても会社に勤めていることから、若い年齢の会員の確保が難しくなっています。

高齢者の経験や能力を生かした就業ニーズが変化してくる過渡期となっており、シルバー人材センターにおいて、発注者と働き手である会員のマッチングが重要です。現在はシルバー人材センターの自主的な活動により、企業等や発注者への営業がなされているため、引き続き、支援を行っていきます。

8 生涯学習レクリエーション活動の充実

(1) 講座・サークル活動の充実

■現状と課題■

生活様式や趣味趣向が多様化する中、高齢者は増加しているが講座やサークルの団体及び活動への参加者は減少しています。また、各地区のシニアクラブ(単老クラブ)が消滅する場合があります、そのような地区においては参加意欲があるにも関わらず、参加できない高齢者が発生しています。

交通安全・防犯啓発などの情報共有や高齢者の引きこもり防止、介護予防や世代間交流が求められる中、1人でも参加しやすい講座、活動の充実や高齢者団体の支援を行っていく必要があります。

(2) 人材バンクの活用

■現状と課題■

高齢者が地域で活躍できる場と人材の育成が必要です。

学校と地域との連携を図り、学校と地域人材を繋ぐコミュニティースクールを推進し、地域学校協働活動推進員を育成していく必要があります。

9 認知症に対する理解の促進

(1) 認知症ケアパスの活用

■現状と課題■

認知症発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示した「認知症ケアパス」の普及が必要です。

市民、特に認知症の人やその家族が手に取りやすく活用しやすくなるよう、認知症の人やその家族の意見を踏まえた内容の点検や周知を行う必要があります。

(2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発

■現状と課題■

企業や学校等において認知症サポーター養成講座の開催を拡大していく必要があります。また、認知症になっても住み慣れた自宅でいつまでも過ごすためには、地域の方の理解が必要であり、講座の開催等、普及啓発を進めていく必要があります。

(3) 認知症サポーター養成講座の開催強化

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの認知症サポーター養成講座の開催の機会を拡大していくことが必要です。また、幼少期から地域に目を向け認知症の人に対し正しい知識を身につけ理解することを学ぶ機会として学校での認知症サポーター養成講座の開催拡大を図っていくことが必要です。

【認知症サポーター養成講座】

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	25回	25回	25回
	実績値	14回	21回	21回(見込)
延べ参加人数	計画値	1,000人	1,000人	1,000人
	実績値	824人	888人	910人(見込)

(4) 認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの活用

■現状と課題■

認知症サポーター養成講座の講師や認知症カフェの運営、ボランティア活動を行う認知症キャラバン・メイト（特に市民の認知症キャラバン・メイト）が増加し、主体的、積極的に活動できるように支援をしていく必要があります。

10 認知症の早期発見・対応の推進

(1) 認知症相談支援体制の強化

■現状と課題■

相談しやすい体制の整備や認知症の人の状態に応じた適切な支援ができるよう、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制を構築し、また、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間での連携を図っていくことが必要です。

(2) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。支援を行う認知症初期集中支援チームの対象者の選定が困難となっています。

今後も、軽度のものやすれや認知症が疑われた段階で早期の相談や適切な医療・介護サービスに速やかにつなぐことができるよう啓発に取り組んでいくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
初期集中支援員 訪問実人数	計画値	4人	4人	4人
	実績値	2人	7人	3人(見込)
初期集中支援チ ーム会議開催数	計画値	12回	12回	12回
	実績値	12回	12回	10回(見込)

(3) 若年性認知症対策の推進

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

若年性認知症の人の実態を把握することが困難となっています。

若年性認知症の人が発症早期から、その症状や社会的立場、生活環境等の特徴を踏まえたうえで、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう地域包括支援センター、認知症地域支援推進員や医療機関、認知症疾患医療センターなどと連携し、早期発見・早期治療につなげていくことが必要です。

【認知症サポーター養成講座】

※再掲

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	計画値	25回	25回	25回
	実績値	14回	21回	21回(見込)
延べ参加人数	計画値	1,000人	1,000人	1,000人
	実績値	824人	888人	910人(見込)

(4) 認知症高齢者や介護家族等への支援の充実

■現状と課題■

交通手段に課題のある認知症の人やその家族にとって、認知症カフェや介護の会など必要な情報が得られ、気軽に交流ができる場へ参加することが難しくなっています。認知症の人やその家族の参加が増えるよう支援していくことが必要です。

また、認知症の人を介護する家族の負担を軽減する支援を行っていくことが必要です。

(5) 医療連携の強化

■現状と課題■

認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的かつ効率的に提供するために、かかりつけ医や地域の相談拠点と専門医療機関である認知症疾患医療センターとが連携した体制の構築が必要です。

(6) 認知症ネットワークづくり

■現状と課題■

認知症の人の増加に合わせて体制の強化が必要となっており、今後さらに「どこに相談をしても適切な機関につなぐ」体制の構築が必要です。

生活支援体制整備事業や在宅医療・介護連携推進事業と連動した取組の検討やかかりつけ医などから専門医療機関(認知症疾患医療センター)へつなぐ体制の構築を行っていくことが必要です。

(7) 認知症家族会への支援

■現状と課題■

認知症の人も増えており、認知症の人を介護する家族も増えてきています。認知症の人やその家族の孤立化を防ぎ、様々な情報を知り共有できる場、気軽に相談できる場が身近に必要です。

認知症の人を介護する家族の負担が軽減していけるよう、社会資源を活用しながら、「認知症の人と家族の会」や認知症カフェへ参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

(8) はいかい高齢者等の見守り体制整備

■現状と課題■

はいかい高齢者等SOSネットワーク事業事前登録システム、どこシル伝言板、GPS機能端末の携帯による探索が周知不足により利用者が伸びていません。

認知症になっても住み慣れた地域でいつまでも生活するために、はいかい時の早期発見や保護に向けた探索システムを普及していく必要があります。

11 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の普及啓発

■現状と課題■

令和4年12月末現在、本市の成年後見制度利用者数は93人で本市の全人口の0.20%、65歳以上の高齢者人口の0.58%となっています。

講演会やリーフレット等の配布を行っていますが、成年後見制度を利用する割合が低く、制度や相談先についての周知が進んでいません。周知方法について検討を行っていくことが必要です。

【成年後見制度の利用者数】

資料：静岡家庭裁判所（各年12月末日現在）

区分		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
法定 後 見	成年後見	71人	67人	69人	62人	66人
	保佐	7人	9人	10人	13人	17人
	補助	4人	5人	6人	6人	7人
	法定後見 合計	82人	81人	85人	81人	90人
任意後見		1人	4人	3人	3人	3人
利用者数 合計		83人	85人	88人	84人	93人

(2) 成年後見制度の相談環境の整備

■現状と課題■

令和3年4月から成年後見支援センターを設置しました。

利用者があまり多くないため、引き続きの周知が必要です。

【成年後見制度の相談件数】

資料：福祉相談センター、長寿介護課（各年度3月末日現在）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
高齢者	地域包括支援センター	466件	254件
	成年後見支援センター	33件	391件
障がい者		24件	7件
計		523件	652件

(3) 法人後見・市民後見人の育成

■現状と課題■

平成30年度から市民後見人養成講座を実施していますが、市民後見人として家庭裁判所に登録されている人がいません。

今後も市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人の活用を広げていくことも必要です。

(4) 成年後見制度利用支援事業の実施

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

生活困窮や社会的な孤立等の理由で、成年後見制度の利用が難しい人は、今後も増加していくものと見込まれます。

今後も、成年後見制度利用事業を実施することにより、経済的な理由で成年後見制度が利用できない人を支援していくことが必要です。

区分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
老人福祉法 第32条による 後見開始等 申立件数	計画値	3件	5件	5件
	実績値	4件	2件	4件
地域支援事業 による報酬等 助成件数	計画値	4件	5件	5件
	実績値	4件	5件	3件

(5) 成年後見制度利用促進体制の整備

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

令和3年度に設置した成年後見支援センターは、中核機関として位置づけられていません。

権利擁護の支援や成年後見制度の利用を推進するためには、支援が必要な人の発見・支援につながる地域連携ネットワークの構築と、司令塔機能を持った中核機関の機能の充実が必要です。

区分		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
市内65歳以上の 後見等開始 の審判件数	計画値	-	12件	13件
	実績値	9件	9件	18件

12 高齢者虐待防止の推進

(1) 高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

虐待や虐待かもしれないケースについて、当事者・住民・関係機関への周知が必要です。今後も、当事者・住民・関係機関への周知を継続的に行っていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者及び障 がい者虐待防 止ネットワー ク運営委員会 の開催数	計画値	2回	2回	2回
	実績値	2回	2回	2回

(2) 高齢者虐待防止ネットワークの活用

■現状と課題■

虐待や虐待かもしれないケースについて、早期発見・相談体制を整備していくことが必要です。また、虐待リスクのあるケースについて、虐待予防の視点を持った介入を行っていくことが必要です。

(3) 高齢者虐待防止に向けた技術的・専門的支援

■現状と課題■

対象者を理解し、高齢者の性格・病状に合わせたケアの提供とともに、支援者が相談できる体制づくりを行っていくことが必要です。

(4) 虐待事案発生時の迅速かつ適切な対応

■現状と課題■

組織として虐待対応をするため、庁内連携を強化していくとともに、伊豆の国市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、適切な対応を迅速に実施していくことが必要です。

13 介護保険サービスの現状と評価

(1) 居宅介護サービスの充実

① 訪問介護

■現状と課題■

計画値より実績値が上回っています。

新型コロナウイルス感染症拡大による在宅サービスのニーズが増え、訪問介護員が不足しています。介護職員初任者研修等の研修受講費用の補助を行い、技能の向上及び長期就労を支援していくことが必要です。

引き続き利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	3,756人	3,816人	3,876人
	実績値	4,636人	4,717人	4,517人(見込)

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■現状と課題■

令和3年度及び令和4年度は計画値より実績値が上回っていますが、令和5年度の実績値の見込みは計画値を下回っています。

本市に訪問入浴事業所がなく、市外の事業所が対応しています。

引き続き利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	312人	348人	372人
	実績値	386人	360人	335人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	16人	31人	18人(見込)

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

■現状と課題■

介護給付年間延人数は計画値より実績値が上回っていますが、予防給付年間延人数は計画値より実績値が下回っています。

医療保険を利用した訪問看護のニーズが増えてきています。医療保険での対応も増え訪問看護事業所の看護師が不足しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	1,476人	1,536人	1,596人
	実績値	1,964人	2,140人	2,027人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	780人	804人	828人
	実績値	639人	702人	807人(見込)

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■現状と課題■

介護給付年間延人数は概ね計画通りですが、予防給付年間延人数は計画値より実績値が下回っています。

新型コロナウイルス感染症拡大による在宅サービスのニーズが増え、訪問リハビリテーションの人材が不足しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	432人	456人	456人
	実績値	514人	455人	450人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	408人	420人	432人
	実績値	306人	322人	306人(見込)

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■現状と課題■

計画値より実績値が概ね上回っています。

市内に訪問診療に対応する医療機関が増え、利用実績が伸びています。歯科については、訪問診療に対応する歯科医療機関が増えてきています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	2,220人	2,244人	2,304人
	実績値	4,288人	5,174人	5,522人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	336人	336人	360人
	実績値	330人	541人	515人(見込)

⑥ 通所介護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和4年度は実績が計画値を下回りました。週に複数回利用する利用者は、複数の事業所を利用して利用回数を確保しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	6,396人	6,852人	6,996人
	実績値	6,737人	6,787人	6,743人(見込)

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■現状と課題■

介護給付年間延人数は計画値より実績値が下回っています。予防給付年間延人数は計画値よりも実績が大きく上回っており、ニーズが高まっていますが、市内に通所リハビリテーション事業所が2か所しかありません。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	1,500人	1,584人	1,596人
	実績値	1,467人	1,394人	1,436人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	492人	504人	504人
	実績値	533人	671人	722人(見込)

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症拡大により、クラスターが発生した際に受け入れを控える事業所が多くあり、計画値より実績値が下回っています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	2,532人	2,652人	2,712人
	実績値	2,437人	2,386人	2,457人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	132人	144人	144人
	実績値	139人	130人	72人(見込)

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

■現状と課題■

新型コロナウイルス感染症拡大により計画値より実績値が大きく下回っています。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）を利用者が減少しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	96人	108人	108人
	実績値	22人	17人	39人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	3人(見込)

⑩ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

■現状と課題■

介護給付年間延人数、予防給付年間延人数ともに実績はありません。

短期入所療養介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的とするサービスです。必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)

⑪ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

■現状と課題■

介護給付年間延人数、予防給付年間延人数ともに実績はありません。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的とするサービスです。必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)

⑫ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■現状と課題■

実績値が計画値を大きく上回っており、1人の利用者が複数の福祉用具を貸与しています。過不足のない適正な利用が必要です。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	7,836人	7,944人	8,040人
	実績値	8,780人	8,968人	8,774人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	3,696人	3,648人	3,624人
	実績値	3,999人	4,328人	4,307人(見込)

⑬ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

■現状と課題■

介護給付年間延人数は、計画値より実績値が下回っていますが、予防給付年間延人数は計画値より実績値が上回っています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	132人	132人	132人
	実績値	118人	109人	117人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	48人	48人	48人
	実績値	61人	59人	68人(見込)

⑭ 住宅改修・介護予防住宅改修

■現状と課題■

介護給付年間延人数、予防給付年間延人数ともに計画値より実績値が下回っています。

利用者の自立支援を目的とした住宅改修に当たらない改修の申請が一部の申請にみられたため、申請者に確認し、必要な対応を取りました。

日常生活の自立を助けるため、本人に必要な手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として支給しており、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	96人	96人	96人
	実績値	87人	71人	74人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	72人	72人	72人
	実績値	52人	67人	54人(見込)

⑮ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

市内有料老人ホームや養護老人ホームの一部を特定施設化したため利用実績が増えています。ニーズ等を精査し、今後の必要量を検討する必要があります。

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	80人	83人	99人
	実績値	91人	105人	104人(見込)
予防給付 月平均人数	計画値	27人	29人	35人
	実績値	25人	26人	25人(見込)

⑯ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプランの作成）

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

介護サービス、介護予防サービスの利用者が増えケアプラン作成対象者が増加しています。市内居宅介護支援事業所数や介護支援専門員数が減少しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付年間 延人数	計画値	12,132人	12,804人	13,188人
	実績値	12,582人	12,540人	12,363人(見込)
予防給付年間 延人数	計画値	4,368人	4,476人	4,476人
	実績値	4,642人	4,987人	4,994人(見込)

(2) 施設サービスの充実

① 介護老人福祉施設

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所の受け入れを行っていくため、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	237人	237人	237人
	実績値	239人	233人	222人(見込)

② 介護老人保健施設

■現状と課題■

計画値を実績値が下回っています。

新型コロナウイルス感染拡大により、新規入所者の受け入れを休止しなければならない時期がありました。

在宅復帰を目指している方の受け入れを行っていくため、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	138人	138人	138人
	実績値	115人	106人	101人(見込)

③ 介護医療院

■現状と課題■

計画値を実績値が大きく上回っています。

本市に施設がなく、利用者は市外の施設を利用しています。

長期にわたって療養が必要である方の受け入れを行っていくため、必要なサービス量を把握し、提供していく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	5人	5人	13人
	実績値	36人	36人	33人(見込)

④ 介護療養型医療施設

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

本市に施設がなく、利用者は市外の施設を利用しています。

令和5年度末で廃止予定サービスのため、方針はありません。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	8人	8人	0人
	実績値	7人	5人	4人(見込)

⑤ 養護老人ホーム

■現状と課題■

入所者は減少傾向にあり、計画値より実績値が下回っています。

ニーズの把握に努め、受入れを行っていく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	計画値	20人	20人	21人
	実績値	16人	15人	18人(見込)

(3) 地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

市内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はなく、利用者は市外の事業者を利用しています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	12人	12人	12人
	実績値	28人	12人	2人(見込)

② 夜間対応型訪問介護

■現状と課題■

利用実績が計画値を上回っています。

市内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はなく、利用者は市外の事業者を利用しています。

「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスを組み合わせ、利用者にあったサービスを提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	12人	12人	12人(見込)

③ 地域密着型通所介護

■現状と課題■

利用実績が計画値を上回っています。

家庭的な環境を好む方がおり、複数の事業所を利用している利用者も多くおります。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 月平均人数	計画値	103人	108人	109人
	実績値	135人	124人	122人(見込)

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■現状と課題■

利用実績が計画値を下回っています。

市内の認知症対応型通所介護事業者数は変化がありません。

今後も、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	228人	252人	252人
	実績値	190人	197人	236人(見込)
予防給付 年間延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

市内に小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は1か所です。

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	168人	168人	168人
	実績値	156人	170人	183人(見込)
予防給付 年間延人数	計画値	36人	36人	36人
	実績値	42人	33人	9人(見込)

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	75人	76人	76人
	実績値	68人	71人	73人(見込)
予防給付 年間延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)
介護給付 必要利用定員 総数	計画値	81人	81人	81人
	実績値	81人	81人	81人(見込)
予防給付 必要利用定員 総数	計画値	—人	—人	—人
	実績値	—人	—人	—人(見込)

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

■現状と課題■

市内に該当サービス提供事業所はなく、実績はありませんでした。

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)
介護給付 必要利用定員 総数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人(見込)

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

市内に該当サービス提供事業所が1か所あります。

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	29人	29人	29人
	実績値	30人	30人	30人(見込)
介護給付 必要利用定員 総数	計画値	29人	29人	29人
	実績値	29人	29人	29人(見込)

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

■現状と課題■

計画値より実績値が上回っています。

市内に看護小規模多機能型居宅介護事業所が1か所あります。

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービス量を把握し、提供していく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付 年間延人数	計画値	108人	108人	108人
	実績値	189人	230人	248人(見込)

(4) 介護給付適正化の推進

① 認定調査の適正化

i. 認定調査の結果についての保険者による点検等

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

県主催の研修がオンラインとなったため、調査員全員が受講することができました。

分析結果等を調査員に伝達し格差是正に取り組んでおり、調査の判断基準や特記事項の記入について、さらに統一を図っていく必要があります。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定結果の 点検	計画値	全件点検	全件点検	全件点検
	実績値	全件点検 (1,847件)	全件点検 (1,866件)	全件点検 (1,933件) (見込)
点検結果の分析 及び認定審査	計画値	随時	随時	随時
	実績値	随時	随時	随時

ii. 介護認定の適正化に向けた取り組み

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
県主催の研修 への参加	計画値	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
	実績値	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1回以上 (見込)
全国の保険者との格差分析 を行い、分析結果を認定調 査員及び審査会委員に伝達	計画値	年2回	年2回	年2回
	実績値	年2回	年2回	年2回(見込)

② ケアプランの点検（住宅改修・福祉用具貸与、購入を含む）

i. ケアプラン点検

■現状と課題■

計画値より実績値が下回っています。

提出されたケアプランについて、事前に課題等を把握した上で介護支援専門員への助言、支援を行っています。

点検を実施する中で頻繁に見られる課題等については、ケアプラン点検報告会等で伝達し、市内の介護支援専門員の資質向上を図っていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	計画値	月 5 件	月 5 件	月 5 件
	実績値	年 18 件	年 19 件	年 20 件(見込)
点検結果の分析 及び認定審査	計画値	年 1 回	年 1 回	年 1 回
	実績値	年 1 回	年 1 回	年 1 回(見込)

ii. 住宅改修の点検

■現状と課題■

書面点検は概ね計画通りとなりましたが、利用者の自立支援を目的とした住宅改修に当たらない改修の申請が一部の申請にみられ、指摘しました。新型コロナウイルス感染拡大により現地調査に行くことが困難となったため、現地調査は計画値を実績値が下回りました。

書面による点検を全件実施し、改修の必要性が判断しづらい事案、高額な事案、複雑で写真では内容がわかりにくい事案等について、施工前または施工後の現地確認をリハビリ等の専門職と実施していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検	計画値	全件点検	全件点検	全件点検
	実績値	全件点検	全件点検	全件点検(見込)
現地調査	計画値	年 15 件	年 15 件	年 15 件
	実績値	年 1 件	年 3 件	年 1 件(見込)

iii. 福祉用具貸与・購入の点検

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

主に事業所等への問い合わせにより確認しました。

今後も引き続き書面による点検を全件実施していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検	計画値	全件点検	全件点検	全件点検
	実績値	全件点検	全件点検	全件点検(見込)
事業所等への問合せまたは現地調査	計画値	年 10 件	年 10 件	年 10 件
	実績値	年 10 件	年 32 件	年 15 件(見込)

③ 医療情報の突合、縦覧点検

■現状と課題■

引き続き国保連合会への委託により4帳票の点検を実施します。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
静岡県国民健康 保険団体連合会 への委託	計画値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績値	委託の実施	委託の実施	委託の実施 (見込)

④ 介護給付費、制度の周知

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

全ての受給者に対して介護給付費通知を送付するとともに、窓口での制度資料の配付やパンフレット送付等により制度の周知を行っていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付費通知 の実施	計画値	年 1 回	年 1 回	年 1 回
	実績値	年 1 回	年 1 回	年 1 回(見込)

⑤ 介護実績の活用

■現状と課題■

概ね計画通りとなっています。

ケアプラン点検の対象者の選別等に使用しています。

引き続き点検を実施していくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
「介護給付適正化システム」から出力される帳票の点検	計画値	年1回	年1回	年1回
	実績値	年1回	年1回	年1回(見込)

⑥ 要介護認定の申請から結果通知までの期間短縮

■現状と課題■

主治医意見書の回収に日数を要したため、計画値を実績値が下回りました。また、認定調査が混み合い、申請から調査まで1か月以上要する時期がありました。

認定調査員に対する内部研修や連絡会を開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検・修正に要する日数の短縮を図っていくことが必要です。

区分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理日数の短縮	計画値	33.0日	32.5日	32.0日
	実績値	35.8日	39.0日	41.8日(見込)

14 介護人材の確保・介護現場の革新

(1) 福祉人材の育成・資質の向上

■現状と課題■

損害保険会社の協力を得て介護福祉事業者向けリスクマネジメントセミナーを実施しました。今後は、計画を立て研修を開催していく必要があります。

また、県や介護サービス事業者と連携し、研修や勉強会を実施することで、福祉人材の育成・資質の向上を図っていくことが必要です。

(2) 福祉人材の確保

■現状と課題■

介護の日のイベントとしてアピタ大仁店で普及啓発活動を実施しました。また、介護職員初任者研修等受講就労助成補助金のメニューの拡充をしました。

今後も、シルバー人材センターや地域の企業と連携し、元気な高齢者の介護現場での雇用の拡大や福祉に関する仕事について、広報誌やホームページ等を通じて情報発信することで、福祉人材の確保を図っていくことが必要です。

(3) 介護現場革新の取り組み

■現状と課題■

申請書類の押印レス化を推進しています。

今後は県と連携し、ロボットやICTの活用についてさらに推進していくことが必要です。

(4) 介護事業所の防災・感染症対策支援

■現状と課題■

介護事業所に対して、感染症対策や災害に必要な物資の備蓄に必要性について啓発を継続していくことが必要です。

基本構想

第1章 基本理念

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の上位計画である「第2次伊豆の国市総合計画」では、まちづくりの基本理念として「共生と調和」「継承と創造」「自助・共助・公助」を掲げています。先人から引き継いだ地域の資源・財産を未来へ継承し、持続的な地域社会の発展に向けて、「限りある財源や人材」を「効果的な施策に活用」とするとともに、「市と市民や民間との連携」により、不足を補うことで、本市の活力を生み出すという考えによるものです。

総合計画の基本理念を踏まえ、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、人口減少の進行と高齢化の進展を踏まえ、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築をはじめとし、高齢者福祉施策を効果的、効率的に展開することに取り組んできました。

本計画においても、前計画の考え方を継承し、基本理念を次のとおり掲げます。

「地域で支え合い、だれもがすこやか、元気に生きるまち」

第2章 基本目標

基本理念である「地域で支え合い、だれもがすこやか、元気に生きるまち」を実現するために、これまでの現状と課題を踏まえ、以下の3つを基本目標とします。

第1節 基本目標

基本目標1 高齢者がすこやかに元気に暮らすまち

高齢者が元気にいきいきと暮らせるよう、「健康づくり」や「介護予防」に自ら取り組めるよう支援します。また、地域との絆を深め、地域を支える側として活躍できる支援を行います。

基本目標2 高齢者が生きがいをもって暮らし続けるまち

高齢者が介護や支援が必要になった時にも、できることを尊重した自立支援の取り組みを推進します。また、個人の人生の目標や生きがいを大切にされた支援を行います。

基本目標3 お互いに助け合い、安心して暮らすまち

市民、市、関係機関が協働して、「支え合い」のしくみを構築し、認知症高齢者や支援が必要な高齢者が住み慣れた地域の中で、住民と共に暮らすことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

第2節 重点施策

基本目標の実現のため、重点施策を以下のとおりとします。

重点施策

重点施策1 健康増進と介護予防の充実

重点施策2 地域共生社会の実現に向けた地域での支え合い体制の充実

重点施策3 いきいきと自立した生活の実現

重点施策4 認知症対策・権利擁護の推進

重点施策5 介護保険事業の適切な運営

第3章 計画の体系

[基本理念]

地域で支え合い、だれもがすこやか、元気に生きるまち

[基本目標]
(めざす姿)

高齢者がすこやかに
元気に暮らすまち

高齢者が
生きがいをもって
暮らし続けるまち

お互いに助け合い、
安心して暮らすまち

[重点施策]

健康増進と
介護予防の充実

地域共生社会の
実現に向けた
地域での支え合い
体制の充実

いきいきと自立した
生活の実現

認知症対策・
権利擁護の推進

介護保険事業の
適切な運営

[主な施策]

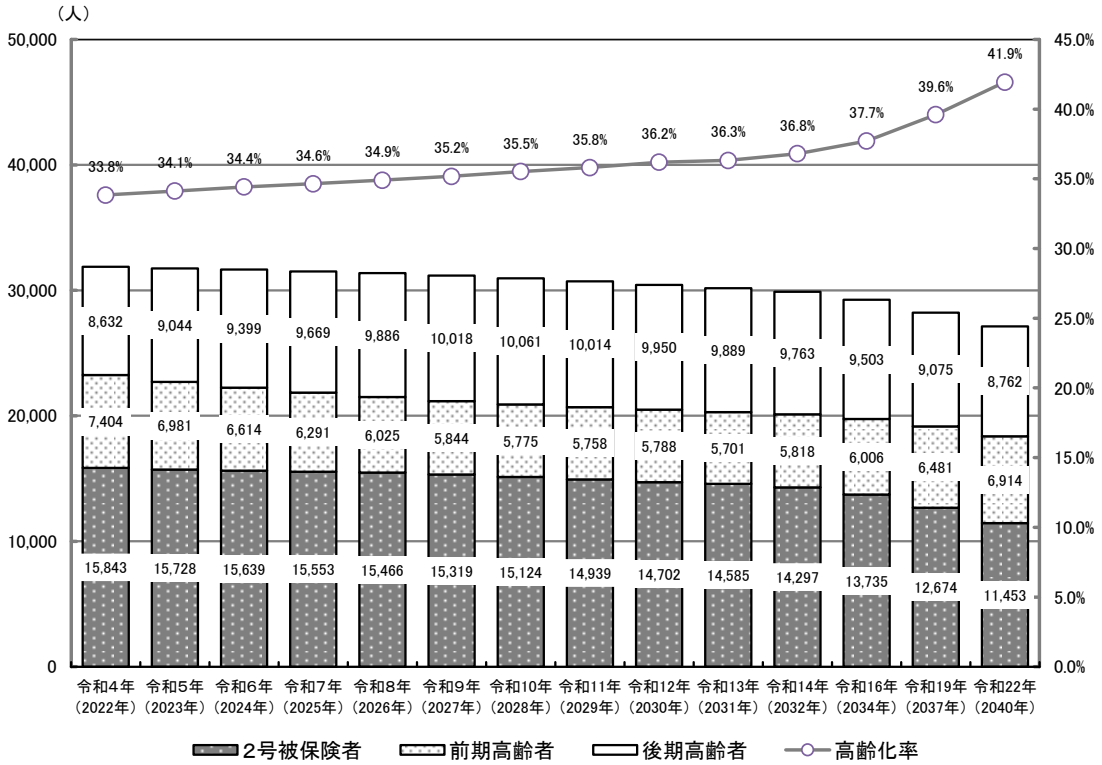
[主な取組]

保健事業と連携した介護予防の推進	1. 保健事業と介護予防の一体的な実施
介護予防・重度化防止の推進	1. 一般介護予防事業（通いの場の充実等） 2. 自立支援、介護予防・重度化防止施策の推進 3. 介護予防・生活支援サービス事業 4. 適切な介護予防ケアマネジメント 5. フレイル対策、オーラルフレイル対策の推進
包括的な支援体制づくりの推進	1. 地域包括支援センターの機能強化と重層的な支援体制の構築 2. 相談支援体制の充実 3. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の充実 4. 地域ケア会議の推進 5. 福祉教育・ボランティア人材の育成
在宅医療・介護連携の推進	1. 在宅医療・介護連携の推進
在宅高齢者の生活支援の推進と充実	1. 生活支援体制整備の推進 2. 在宅高齢者への生活支援の充実 3. 介護を行う家族（ヤングケアラー等）への支援
安全・安心な環境整備	1. 災害時支援体制整備の推進 2. 住宅の耐震改修・家具等の転倒防止の促進 3. 消費者問題対策の推進 4. 交通安全教育の実施
就労支援	1. 高齢者雇用の理解啓発 2. 就労に向けた相談・情報提供、講座の実施 3. シルバー人材センターの活用
生涯学習レクリエーション活動の充実	1. 講座・サークル活動の充実 2. 高齢者人材の活用
認知症に対する理解の促進	1. 認知症ケアパスの活用 2. 認知症に対する正しい知識の普及・啓発 3. 認知症サポーター養成講座の開催強化 4. 認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの活用
認知症の早期発見・対応の推進	1. 認知症相談支援体制の強化 2. 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築 3. 若年性認知症対策の推進 4. 認知症高齢者や介護家族等への支援の充実 5. 医療連携の強化 6. 認知症ネットワークづくり 7. 認知症家族会への支援 8. はいかい高齢者等の見守り体制整備
成年後見制度の利用促進	1. 成年後見制度の普及啓発 2. 成年後見制度の相談環境の整備 3. 法人後見・市民後見人の育成 4. 成年後見制度利用支援事業の実施 5. 成年後見制度利用促進体制の整備
高齢者虐待防止の推進	1. 高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発 2. 高齢者虐待防止ネットワークの活用 3. 高齢者虐待防止に向けた技術的・専門的支援 4. 虐待事案発生時の迅速かつ適切な対応
介護保険サービスの充実	1. 居宅介護サービスの充実 2. 施設サービスの充実 3. 地域密着型サービスの充実
介護給付適正化	1. 介護給付適正化の目的 2. 介護給付適正化の推進
介護人材の確保・介護現場の革新	1. 福祉人材の育成・資質の向上 2. 福祉人材の確保 3. 介護現場革新の取り組み 4. 介護事業所の防災・感染症対策支援

第4章 高齢者人口と要介護認定者の見込み

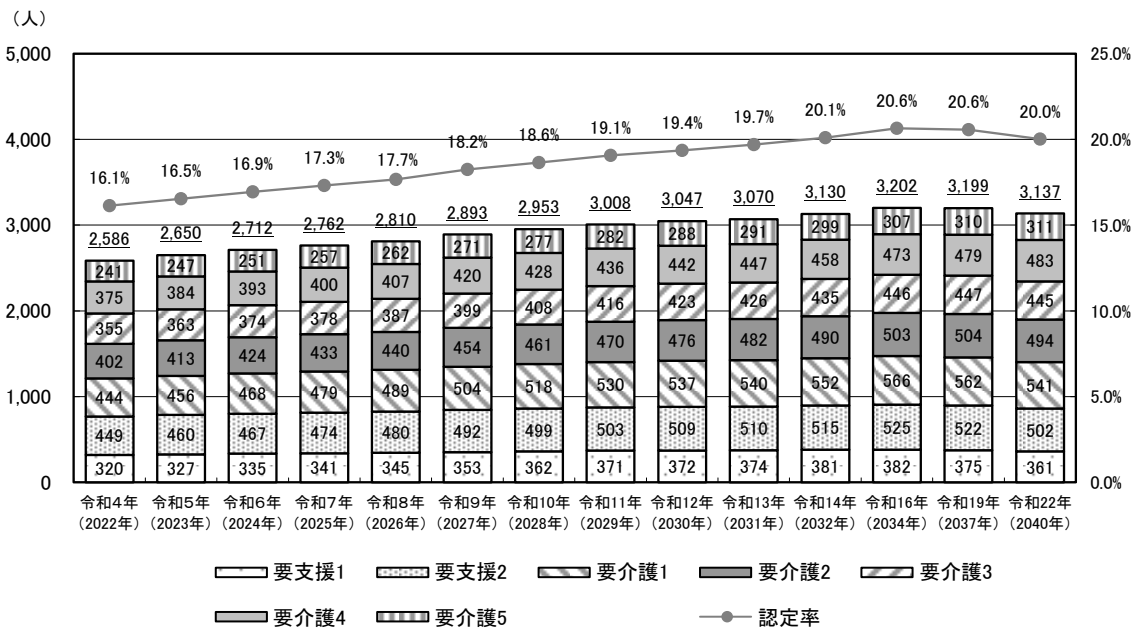
今後の高齢者人口及び要介護認定者数の見込みは、以下の通りとなります。

【今後の高齢者人口の見込み】



資料：住民基本台帳
令和6（2024）年以降はコーホート法による推計値

【今後の要介護認定者数の見込み】



資料：令和4年、令和5年は見える化システム
令和6（2024）年以降は推計式による値

第5章 日常生活圏域と地域包括支援センターの考え方

日常生活圏域は、前計画と同様に、地勢やコミュニティの関係から中学校区を単位として、長岡圏域、葦山圏域、大仁圏域の3圏域とします。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに1つ設置し、第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門三職種をそれぞれ各1人配置し、6,000人を超えた場合は増配します。また、専門三職種が中心となって、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメントを実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進します。

【地域包括支援センター】

圏域名	センター名称
長岡	長岡地域包括支援センター
葦山	葦山地域包括支援センター
大仁	大仁地域包括支援センター

基本計画

第1章 健康増進と介護予防の充実

第1節 保健事業と連携した介護予防の推進

1 保健事業と介護予防の一体的な実施

■施策の方向性■

楽だら体操教室や地区サロン等高齢者の通いの場に出向き、フレイル予防・オーラルフレイル予防、介護予防の普及啓発を実施します。

また、静岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という）が保有する高齢者の健診・医療・介護の各種データを活用して、健康状態不明者や地域の健康課題の把握を行います。対象者の実態に合わせ、健診・医療受診勧奨、体操教室参加勧奨等を実施します。

第2節 介護予防・重度化防止の推進

1 一般介護予防事業（通いの場の充実等）

（1）介護予防把握事業

■施策の方向性■

対象高齢者に個別訪問を行い、健康寿命の延伸、介護予防普及啓発を行うとともに、基本チェックリスト・聞き取りシート等を通じて、基本チェックリスト該当者や潜在的な介護予防ニーズの把握を行います。

■施策の計画値■

【高齢者状態把握の実施】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問対象者数	407人	327人	433人
訪問件数	388件	312件	413件

(2) 介護予防普及啓発事業

■施策の方向性■

市民に身近な公民館等で体操教室や介護予防健康講座などを開催し、介護予防普及啓発を行い、体操教室等を地域住民が主体となって開催できるよう支援します。

また、介護予防に関する知識を市民に広く伝えるため、広報いずのくにへの掲載やパンフレットの作成・配布を行います。

加えて、地域包括支援センターと協働し講演会や各種健康講座等を開催するなど積極的な介護予防の普及啓発を図るとともに、通いの場への参加が少ない男性が介護予防に参加しやすい環境づくりを推進します。

■施策の計画値■

【講演会、健康講座等の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講演会、健康講座等開催数	35回	35回	35回
延べ参加者数	320人	330人	340人

【体操教室の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
体操教室開催数	700回	700回	700回
延べ参加者数	5,700人	5,700人	5,700人

(3) 地域介護予防活動支援事業

■施策の方向性■

市内では地域の高齢者とボランティアが協働で自由な活動を行う地区サロンが開催されています。住民主体の通いの場である地区サロンや居場所等に介護予防の専門職（運動指導者、歯科衛生士、栄養士、音楽演奏者、保健師、理学療法士等）を派遣し、介護予防の普及啓発を図るとともに通いの場の活動を支援します。

また、体操教室、地区サロン等の担い手の確保とボランティアのスキルアップのために体操ボランティアフォローアップ講座やサロンボランティア養成講座を実施し、介護予防ボランティアの育成に努めます。

さらに、地域で高齢者が生きがいを持って活動できる居場所づくりや社会参加を支援します。

■施策の計画値■

【介護予防ボランティア養成講座の実施】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講座の開催数	1回	1回	1回
延べ参加者数	10人	10人	10人

【地区サロン等の活動支援】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講師等の派遣数	20回	25回	30回

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

■施策の方向性■

地域においてリハビリが必要な高齢者へ必要なサービスが提供できるよう、理学療法士、作業療法士等の専門職と地域包括支援センター等とのネットワークの構築に努めるとともに、リハビリテーション専門職の視点を取り入れ介護予防事業の強化を図ります。

(5) 一般介護予防事業評価事業

■施策の方向性■

介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業の実施状況の分析及び評価を行うため、伊豆の国市介護予防事業評価委員会を設置し、第三者の評価によって、より効果的な事業が行われるように体制づくりを行います。

■施策の計画値■

【介護予防事業評価委員会の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	2回	2回	2回

2 自立支援、介護予防・重度化防止施策の推進

(1) 地域リハビリテーション提供体制の充実

■施策の方向性■

「予防期」、「急性期・回復期」、「生活期」の各段階を通じて、切れ目なくリハビリテーションを提供する「地域リハビリテーション」の実現のため、地域においてリハビリが必要な高齢者への支援が行えるように、事業所の状況（事業所数や定員数）と利用状況（受給率）を評価しながら体制整備を進めます。

■施策の計画値■

【訪問リハビリテーション】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
事業所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
受給率	2.37%	2.36%	2.35%

【通所リハビリテーション】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
事業所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
受給率	7.29%	7.25%	7.20%

① 予防期（介護予防・疾病予防・重度化防止）

■施策の方向性■

リハビリテーション専門職から身体機能に関する評価を受けることなどによって、介護予防の必要性を自ら認識し、通いの場等への積極的な参加など、住民の自発的な健康づくり、介護予防の活動を促進します。

■施策の計画値■

【介護予防把握事業】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問対象者数	407 人	327 人	433 人
訪問件数	388 件	312 件	413 件

【介護予防普及啓発事業・体操教室の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
体操教室開催数	700回	700回	700回
延べ参加者数	5,700人	5,700人	5,700人

【地域介護予防活動支援事業・地区サロン等の活動支援】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講師等の派遣数	20回	25回	30回

② 急性期・回復期

■施策の方向性■

市内医療機関と地域包括支援センター、介護保険事業所とのこれまでの取り組みを継続し、入院時から退院後の生活を見据え、医療・介護関係者が必要な連携ができる仕組みを構築します。

■施策の計画値■

【在宅医療・介護連携推進会議の実施】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	2回	2回	2回

③ 生活期

■施策の方向性■

訪問型サービスCや体操教室等通いの場の利用を促し、心身機能の維持及び予防期への移行を目指します。

また、リハビリテーション専門職を交えた自立支援型地域ケア会議を実施し、ケアマネジメントを担うケアマネジャーの資質の向上を図ります。

■施策の計画値■

【訪問型サービスC】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	6人	7人	7人
延べ利用者数	66人	78人	78人

【自立支援型地域ケア個別会議】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	6回	6回	6回

(2) 通いの場の充実

■施策の方向性■

高齢者が集まり、介護予防・重度化防止に気軽に取り組める通いの場の整備及び充実を図ります。

■施策の計画値■

【通いの場の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
箇所数	78 箇所	79 箇所	80 箇所

3 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

■施策の方向性■

介護予防と日常生活の自立支援を目的にその利用者に合ったサービスを提供します。訪問型サービスは、訪問介護相当サービスと、それ以外の多様なサービスによるものがあります。多様なサービスについては、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）と住民主体によるサービス（訪問型サービスB）、保健医療の専門職が短期集中で行うサービス（訪問型サービスC）があります。

■施策の計画値■

【訪問介護相当サービス】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	155人	160人	165人
延べ利用者数	1,750人	1,800人	1,850人

【訪問型サービスA】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	45人	46人	47人
延べ利用者数	500人	510人	520人

【訪問型サービスB】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	4人	5人	5人
延べ利用者数	192人	240人	240人

【訪問型サービスC】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	6人	7人	7人
延べ利用者数	66人	78人	78人

(2) 通所型サービス

■施策の方向性■

介護予防と日常生活の自立支援を目的にその利用者に合ったサービスを提供します。通所型サービスは、通所介護相当サービスと、それ以外の多様なサービスによるものがあります。多様なサービスについては、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と住民主体によるサービス（通所型サービスB）があります。

■施策の計画値■

【通所介護相当サービス】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	260人	270人	280人
延べ利用者数	3,050人	3,100人	3,150人

【通所型サービスA】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	75人	77人	80人
延べ利用者数	880人	890人	900人

【通所型サービスB】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	90人	95人	100人
延べ利用者数	2,574人	2,717人	2,860人

4 適切な介護予防ケアマネジメント

■施策の方向性■

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者等が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況等に応じて、介護予防・日常生活サービス事業または一般介護予防事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、地域づくり会議や自立支援型地域ケア個別会議等を通じて、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント力の向上を支援します。

5 フレイル対策、オーラルフレイル対策の推進

■施策の方向性■

体操教室、サロンなどの通いの場において専門職と連携し、健康講座、体力測定や骨密度測定等を実施し、フレイル予防を図ります。

また、歯科相談や口腔ケアに関する指導や啓発を行い、オーラルフレイル予防を強化します。

第2章 地域共生社会の実現に向けた地域での支え合い体制の充実

第1節 包括的な支援体制づくりの推進

1 地域包括支援センターの機能強化と重層的な支援体制の構築

■施策の方向性■

地域包括支援センター運営協議会と連携して、公正・中立性の確保や円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括支援センターに必要な人員の確保を図ります。高齢者を適切な介護や医療等につなぐための対応力を強化する研修会を開催するなど地域包括支援センター職員の資質の向上に努めるとともに、地域包括支援センターが地域連携ネットワークの核となって日常的な見守りが必要な高齢者等を地域が支える仕組みづくりを推進します。

また、属性や世代に関わらず包括的な相談支援に取り組むための「重層的な支援体制」を構築します。

さらに、認知症の人やその家族、ヤングケアラーを含む家族介護者を支援する取り組みを積極的に行います。

■施策の計画値■

【地域包括支援センター運営協議会の開催】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	3回	3回	3回

2 相談支援体制の充実

■施策の方向性■

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを継続するため、身近な地域で、来所、訪問、電話等手段を問わず、介護保険制度、介護予防、権利擁護等、保健・福祉に関わる総合的な相談支援ができるよう地域包括支援センターの周知を図るとともに相談支援体制の充実を図ります。

また、緊急時には24時間体制で相談支援を受けられる体制を構築するとともに、市民や関係機関に対し相談窓口の周知や情報提供を行います。介護・医療の関係機関を始めとした多職種と連携を深め、困難事例への対応や早期介入への体制を強化します。

3 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の充実

■施策の方向性■

市内の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における介護サービス提供状況などの情報の把握に努め、市民への情報提供等を進めるとともに、質の向上に向けた取り組みを検討します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
情報の把握	年1回	年1回	年1回

4 地域ケア会議の推進

■施策の方向性■

個別ケースの支援内容の検討を通じて地域の課題を把握し、多職種が連携して解決に向けた地域づくりを推進することを目的として、地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議及び伊豆の国市地域ケア推進会議を開催します。個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の5つの機能が連携し、有機的に構築されるよう努めます。また、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行うため、自立支援型地域ケア個別会議を開催します。

■施策の計画値■

【地域ケア個別会議】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	72回	72回	72回

【地域ケア圏域会議】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	6回	6回	6回

【伊豆の国市地域ケア推進会議】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	1回	1回	1回

【自立支援型地域ケア個別会議】

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催数	6回	6回	6回

5 福祉教育・ボランティア人材の育成

■施策の方向性■

ボランティア養成講座の開催や地域、企業、学校等に対する福祉教育の推進を通じてボランティア人材の育成や福祉意識の醸成を図ります。

また、各種団体の地域におけるボランティア活動を広報紙やホームページ等を通じて情報発信することで、有償ボランティアを含めたボランティア活動の普及啓発を図ります。

第2節 在宅医療・介護連携の推進

1 在宅医療・介護連携の推進

■施策の方向性■

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、田方医師会や田方歯科医師会、田方薬剤師会等の多職種と連携し在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいくとともに、4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に沿った取組を進めていきます。

また、医療と地域の多職種の連携を強化するため、今後も静岡県在宅医療・介護連携システム「シズケア*かけはし」等でICTの活用や多職種連携研修会や地域ケア会議、地域づくり会議を開催します。

さらに、順天堂大学医学部附属静岡病院等の市内医療機関に所属する看護師の実習として、地域包括支援センター等での受け入れ実習を継続します。

加えて、在宅医療・介護の連携について住民の正しい理解が得られるよう、普及啓発活動を実施します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
シズケア*かけはし対象者登録数	110人	120人	130人

第3節 在宅高齢者の生活支援の推進と充実

1 生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援コーディネーターの配置

■施策の方向性■

多様なサービス提供主体により提供される、介護予防・生活支援サービスを把握し、地域全体で総合的に支援・調整し、ネットワーク化や多様なサービスの創出などを行う生活支援コーディネーターを配置します。市内全域を統括する第1層生活支援コーディネーターと各日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置します。

(2) 協議体の設置

■施策の方向性■

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの多様な提供主体等が情報を共有し、連携及び協働による体制整備を推進することを目的とする協議体を設置します。第1層協議体は市内全域を統括し、第2層協議体はそれぞれの日常生活圏域を担当します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第1層協議体開催数	4回	4回	4回
第2層協議体開催数	9回	9回	9回

(3) 居場所づくりの推進

■施策の方向性■

地域における多世代の交流や、ひきこもりや閉じこもりの予防を図るため、居場所や地区サロン等の通いの場の活動を支援します。

また、地域住民が主体となって居場所の立ち上げや運営ができるよう支援します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居場所開設数	14箇所	16箇所	18箇所

(4) ベンチプロジェクトの推進

■施策の方向性■

本市では、建設業者が設置したベンチで地域の高齢者が会話を交わすことにヒントを得て、ベンチから広がるコミュニティづくりを推進してきました。伊豆の国市建設業協会等と連携して、ベンチを製作・提供くださる事業者とベンチを設置・活用したい団体をマッチングし、ベンチの輪は99箇所（令和5年9月末時点）に広がっています。地域住民と設置事業者の交流のもと、現在設置してあるベンチの適切な管理を行いながら、高齢者の外出のきっかけや子どもたちの見守りにつながるベンチプロジェクトを推進します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ベンチプロジェクトによる ベンチ設置箇所数	103 箇所	105 箇所	107 箇所

(5) 安全安心見守りネットワーク事業の推進

■施策の方向性■

地域包括支援センター、介護サービス事業所や民間企業等と連携し、見守りが必要な高齢者、障がい者及び子ども等を見守る安全安心見守りネットワーク事業を推進します。

また、福祉、消防、警察等、関係機関の協力も得ながら、地域住民や民生委員と連携し、見守りが必要な高齢者等を住み慣れた地域で見守る体制の構築を推進します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
安全安心見守りネットワーク 協力事業所登録数	29 箇所	32 箇所	35 箇所

2 在宅高齢者への生活支援の充実

(1) 食の自立支援事業

■施策の方向性■

調理が困難で栄養管理の支援が必要な場合に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、定期的なアセスメントを実施し対象者の身体状況の把握や見直しを行って、自立支援と生活の質の向上を図ります。同時に、食事を配達する際に、手渡しによる安否確認を行います。地域包括ケアシステムの中で、他の在宅生活支援と協働して民間事業者の参入も視野に入れ、多様なニーズに合わせた事業の展開を図ります。

(2) 家族介護用品支給事業

■施策の方向性■

寝たきり等の高齢者を対象に、介護の経済的な負担を軽減するため、安価に介護用品を購入できるよう購入費の一部を助成します。また、取扱店舗の拡大を図り、購入者の利便性の向上に努めます。

(3) 救急医療情報キット配布事業

■施策の方向性■

高齢者・身体障がい者などが必要な医療情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

(4) 緊急通報システム利用事業

■施策の方向性■

加齢による身体機能の低下、心身の障がい、疾病等の理由により、日常生活に不安のある方を対象として、緊急時に連絡、安否確認のできる機器を設置します。

(5) 高齢者のニーズに対応した住宅の提供に向けた支援

■施策の方向性■

高齢者に介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられるよう、介護保険制度を利用した住宅改修の推進や安心して住める住宅の情報提供など支援体制の構築に努めます。

(6) おはようサービス事業

■施策の方向性■

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の人を対象に、3日に1本の割合で月に10本の乳酸飲料を配達しながら、声掛けをすることにより安否確認を行います。

(7) 外出支援事業

■施策の方向性■

高齢者の在宅生活の継続の中でも、買い物支援や通院支援など安心して外出できる環境を整える必要があります。「タクシー・バス・鉄道の利用助成」を継続するとともに、公共交通の利用推進や高齢者の外出支援の確保に努めます。

3 介護を行う家族（ヤングケアラー等）への支援

(1) 介護に取り組む家族等の相談・支援体制の整備

■施策の方向性■

介護に取り組む家族（ヤングケアラーを含む）についての情報を早期に得るとともにさまざまな関係機関と連携し、家族全体の状況に対応した相談支援や適切なサービスの提供に努めます。

(2) 在宅高齢者短期保護事業

■施策の方向性■

家族の病気や冠婚葬祭等の一時的・緊急的に介護や支援が必要と認められた方を対象に、養護老人ホーム等で保護します。

(3) 介護者手当支給事業

■施策の方向性■

在宅で要介護者を介護している方を対象に、その労をねぎらい介護者及び要介護者の福祉の推進を図ることを目的に介護手当を支給します。

第4節 安全・安心な環境整備

1 災害時支援体制整備の推進

■施策の方向性■

医療や介護、福祉専門職や地域住民と連携し「災害時に誰一人取り残さないまちづくりプロジェクト」を通し、災害時支援体制づくりを行います。

2 住宅の耐震改修・家具等の転倒防止の促進

■施策の方向性■

建築物の耐震診断や耐震改修、家具固定サービス等について、高齢者の方にも情報が得られるように広報紙やホームページ等を活用し、周知・啓発を行います。

3 消費者問題対策の推進

■施策の方向性■

広報紙や高齢者の相談機関等を活用し、積極的な情報提供を行い消費者被害の防止に努めます。

また、「伊豆の国市消費生活センター」の利用啓発を行い、消費者被害にあった場合でも、消費生活相談員が解決のための助言や各種情報の提供を行います。

4 交通安全教育の実施

■施策の方向性■

高齢者の交通事故防止を図るため、関係機関と連携し交通安全教育や交通指導を実施します。

また、講習会場や開催時間、時期を検討し参加しやすい環境を整え、新規受講者の確保に努めます。

第3章 いきいきと自立した生活の実現

第1節 就労支援

1 高齢者雇用の理解啓発

■施策の方向性■

高齢者の経験や能力を生かした就業ニーズと企業等が求める人材との格差を是正できるように、企業等に対して雇用の促進を働きかけます。

2 就労に向けた相談・情報提供、講座の実施

■施策の方向性■

関係機関と連携して、高齢者に対し就業に関する情報の提供や相談を行うとともに、仕事に必要な知識についての学習機会の確保を図ります。

また、企業等の雇用側が必要とする人材の調査を行い、ニーズに合わせた学習機会の提供を行います。

さらに、就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労支援を検討します。

3 シルバー人材センターの活用

■施策の方向性■

高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るシルバー人材センターと連携するとともに、シルバー人材センターの活動を支援します。

第2節 生涯学習レクリエーション活動の充実

1 講座・サークル活動の充実

■施策の方向性■

高齢者のニーズを踏まえた講座・サークル活動を充実させます。

また、開催場所や参加方法などを検討し、1人暮らし高齢者も参加しやすい運営を図ります。

さらに、健康づくりや世代間交流が可能となる講座・サークルを充実させます。

2 高齢者人材の活用

■施策の方向性■

高齢者の持つ知識や技術を生かし、定年退職後の生きがい、社会貢献や社会参加機会の一つとして、人材バンク等を活用し、さまざまな講座や教室の指導者、小中学校の授業における講師としての活動を促進します。

また、学校と地域との連携を図り、学校と地域人材をつなぐコミュニティスクールを推進し、地域学校協働活動推進員を育成します。

第4章 認知症対策・権利擁護の推進

第1節 認知症に対する理解の促進

1 認知症ケアパスの活用

■施策の方向性■

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこでどのような医療・介護・福祉サービスを受けたらよいか、わかりやすく解説をした認知症ケアパスを、金融機関、公共交通機関、公的機関、市内商店、医療機関等市民が手に取りやすい施設に設置し、サービスを活用しやすくなるよう普及します。

また、高齢者の必要な支援に繋げるために居宅介護事業所、介護サービス事業所等の高齢者と関わる福祉職、医療職が活用できるように周知を図ります。認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の人やその家族の意見を取り入れながら、地域住民の活動を盛り込んだ認知症ケアパスの改定を行います。

2 認知症に対する正しい知識の普及・啓発

■施策の方向性■

認知症に対する正しい理解が得られるよう、認知症サポーター養成講座等の認知症に対する正しい理解を得られる場を充実させます。

また、認知症カフェの運営を支援するとともに、認知症ケアパスや市のホームページ、広報紙、ラジオなどの媒体を用いた認知症に関する情報発信を実施します。

3 認知症サポーター養成講座の開催強化

■施策の方向性■

金融機関、公共交通機関、市内商店等の従業員、地域住民、小学生・中学生などに対し認知症サポーター養成講座を実施します。

また、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症キャラバン・メイトを通じ認知症サポーター養成講座について周知を行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座 開催数	25回	25回	25回
延べ参加人数	1,000人	1,000人	1,000人

4 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの活用

■施策の方向性■

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等と連携し、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトが認知症カフェの運営や認知症の人を支援する活動等へ主体的・積極的に参加できるよう支援します。

第2節 認知症の早期発見・対応の推進

1 認知症相談支援体制の強化

■施策の方向性■

地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを周知するとともに、認知症に関する相談も実施する認知症カフェ等の認知症に関する相談支援体制を地域ごとに整備します。

また、認知症の状態に応じた適切な支援ができるよう、認知症の人本人の声を反映させて地域の見守り活動実践者と医療機関、サービス提供事業所等が連携した切れ目のない支援体制の構築を認知症地域支援推進員とともに推進します。

2 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

■施策の方向性■

認知症を早期に発見し、相談や受診ができるように認知症ケアパスやもの忘れ気づきシート、認知症カフェ等を活用するとともに、周知を図ります。

また、認知症初期集中支援チームを中心に、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センターと連携し、情報提供や支援を実施します。

3 若年性認知症対策の推進

■施策の方向性■

地域包括支援センターや、認知症地域支援推進員、医療機関、認知症疾患医療センターなどと連携し、早期発見・早期治療につなげるとともに、発症早期から、その症状、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら生活できるよう支援を充実します。

また、若年性認知症の理解を深められるよう、認知症サポーター養成講座に若年性認知症についての内容を盛り込むとともに、企業や市民への周知を図ります。

4 認知症高齢者や介護家族等への支援の充実

■施策の方向性■

認知症カフェや介護の会等を活用し、認知症の人を介護する人や認知症の人とその家族が必要な情報が得られ、気軽に交流ができる場を充実させます。

また、地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーター等を結びつけるための仕組み「チームオレンジ」の構築に努めます。

5 医療連携の強化

■施策の方向性■

認知症に関する相談・診断等の対応を効果的・効率的に提供するために、県指定医療機関の認知症疾患医療センター、周辺市町及び田方医師会と連携して、認知症施策を推進します。

6 認知症ネットワークづくり

■施策の方向性■

地域包括支援センター、精神保健相談の専門医、県指定医療機関の認知症疾患医療センター等と連携し、どこに相談しても適切な機関につなぐことができる認知症ネットワークづくりを推進します。

また、「シズケア*かけはし」等も活用し、医療機関との情報共有によるネットワーク構築を進めていきます。

7 認知症家族会への支援

■施策の方向性■

全国的な組織である公益社団法人「認知症の人と家族の会」について認知症カフェや認知症サポーター養成講座等のさまざまな機会を通じて情報発信し、認知症の人を介護している人や家族が参加しやすい環境を整備します。

8 はいかい高齢者等の見守り体制整備

■施策の方向性■

認知症の人が行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう、はいかいの恐れのある方の事前登録制度、はいかい者探索事業「GPS機能装置の携帯サービス」、「どこシル伝言板」の利用、早期発見に向けたメール配信登録等のICTを活用した検索システムの周知や検索ネットワークの構築を図ります。

第3節 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度の普及啓発

■施策の方向性■

成年後見制度利用促進には、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を養護する重要な手段であるといった、制度の周知・啓発活動が重要です。

市民や関係者に対して、成年後見制度に関する理解を深められるよう広報活動を推進します。

2 成年後見制度の相談環境の整備

■施策の方向性■

本市では、令和3年度に、市民や地域包括支援センターの職員を始めとした専門職の相談を受け付ける成年後見支援センターを設置しました。

支援を必要とする人が、早い段階で制度の活用につながるよう、相談窓口の周知を図ります。

また、適切な相談支援ができるよう、専門的な知識を取得した職員を配置する等、相談体制の充実を図ります。

3 法人後見・市民後見人の育成

■施策の方向性■

成年後見制度の利用者の増加に伴い、主な担い手となっている弁護士や司法書士といった専門職の負担増加や人材不足が見込まれるため、社会福祉法人等後見活動を行う法人の立上支援や資格は持たないものの専門的な研修を修了し後見活動を行う市民後見人の育成を行い、新たな担い手の確保に取り組みます。

4 成年後見制度利用支援事業の実施

■施策の方向性■

後見等の開始の審判請求等に係る費用や成年後見人等の報酬等、成年後見制度の利用に必要となる費用について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を支援するため成年後見制度利用支援事業を実施します。また、親族の協力が得られないなど成年後見制度の利用に結びつかない利用対象者を支援するため、成年後見支援センターや地域包括支援センター等と連携し首長による後見等の開始の審判請求を積極的に活用します。

■施策の計画値■

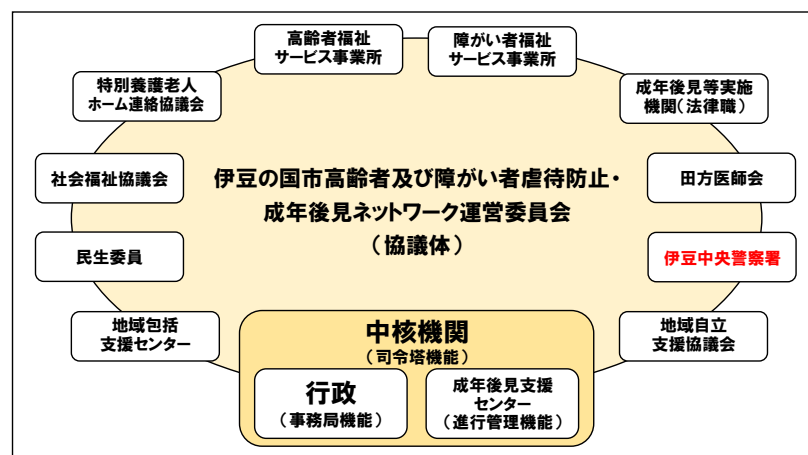
区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
老人福祉法第32条による 後見開始等申立件数	5件	5件	5件
地域支援事業による報酬等 助成件数	5件	5件	5件

5 成年後見制度利用促進体制の整備

■施策の方向性■

権利擁護の支援や成年後見制度の利用を推進するためには、支援が必要な人の発見・支援につながる地域連携ネットワークの構築と司令塔機能を持った中核機関の機能の充実が必要です。

本市では、市と伊豆の国市成年後見支援センターの協働により、地域連携ネットワークを構築します。



第4節 高齢者虐待防止の推進

1 高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発

■施策の方向性■

研修の実施やチラシの配布・ポスター掲示などを通じ、虐待事案が発生した場合は、市や地域包括支援センターへ通報する義務があることを介護保険事業者や関係団体、関係機関、地域住民等に周知するとともに、地域住民一人ひとりが高齢者虐待防止について理解を深められるよう知識の普及・啓発を実施します。

また、虐待に関する相談・対応窓口についての周知も行います。さらに、伊豆の国市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を通じて虐待防止への取り組みを推進します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者及び障がい者虐待防止 ネットワーク運営委員会の 開催数	2回	2回	2回

2 高齢者虐待防止ネットワークの活用

■施策の方向性■

市と地域包括支援センター、さらには民生委員や自治会などの地域組織、保健・医療・福祉機関等との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止ネットワーク等を活用し、虐待の恐れのある高齢者の早期発見や養護者、家族に対する多面的な支援に努めます。

3 高齢者虐待防止に向けた技術的・専門的支援

■施策の方向性■

介護保険事業所や相談窓口担当者に対して、高齢者虐待防止や介護者のケアに関する研修の実施、情報提供等の技術的・専門的な支援を行います。また、虐待防止、早期対応、アフターケアなどの体制が充実するように、介護保険サービス事業所や民生委員、警察などの関係機関、さらには医療機関や司法関係機関との連携を進めます。

4 虐待事案発生時の迅速かつ適切な対応

■施策の方向性■

虐待事案の通報を受けた際には、被虐待者の生命や財産を守るため、伊豆の国市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関や市関係部署と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

また、虐待発生の要因と課題を明確にし、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な支援に努めます。

第5章 介護保険事業の適切な運営

第1節 介護保険サービスの充実

1 居宅介護サービスの充実

(1) 訪問介護

■施策の方向性■

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	348人	356人	368人

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■施策の方向性■

利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問入浴介護 月平均延人数	22人	23人	24人
介護予防訪問入浴介護 月平均延人数	1人	1人	1人

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

■施策の方向性■

利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問看護 月平均人数	173人	178人	183人
介護予防訪問看護 月平均人数	72人	72人	73人

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■施策の方向性■

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問リハビリテーション 月平均人数	39人	39人	42人
介護予防訪問リハビリテーション 月平均人数	21人	21人	22人

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■施策の方向性■

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅療養管理指導 月平均人数	387人	396人	410人
介護予防居宅療養管理指導 月平均人数	40人	40人	42人

(6) 通所介護

■施策の方向性■

利用者が通所介護の施設(利用定員19人以上のデイサービスセンターなど)に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所介護 月平均人数	510人	519人	534人

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■施策の方向性■

利用者が通所リハビリテーションの施設(老人保健施設、病院、診療所など)に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所リハビリテーション 月平均人数(人)	117人	120人	125人
介護予防通所リハビリテーション 月平均人数(人)	73人	74人	76人

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■施策の方向性■

自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所生活介護 月平均人数	191人	196人	202人
介護予防短期入所生活介護 月平均人数	6人	6人	6人

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

■施策の方向性■

療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護老人保健施設等で日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所療養介護 月平均人数	2人	2人	2人
介護予防短期入所療養介護 月平均人数	0人	0人	0人

(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

■施策の方向性■

療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。医療機関などで、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所療養介護 月平均人数	0人	0人	0人
介護予防短期入所療養介護 月平均人数	0人	0人	0人

(11) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

■施策の方向性■

療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護医療院等で、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所療養介護 月平均人数	0人	0人	0人
介護予防短期入所療養介護 月平均人数	0人	0人	0人

(12) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■施策の方向性■

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉用具貸与 月平均人数	691人	709人	730人
介護予防福祉用具貸与 月平均人数	345人	349人	354人

(13) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

■施策の方向性■

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を購入した際に、自己負担分を除く額が償還払い又は受領委任払いによって支給されます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特定福祉用具購入 月平均人数	10人	10人	10人
特定介護予防福祉用具購入 月平均人数	6人	6人	6人

(14) 住宅改修・介護予防住宅改修

■施策の方向性■

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として、自己負担分を除く額を償還払いまたは受領委任払いによって支給されるものです。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
住宅改修 月平均人数	6人	6人	7人
介護予防住宅改修 月平均人数	5人	5人	5人

(15) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■施策の方向性■

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特定施設入居者生活介護 月平均人数	143人	143人	143人
介護予防特定施設入居者生活介護 月平均人数	31人	31人	31人

(16) 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプランの作成）

■施策の方向性■

ケアマネジャーが利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。居宅介護支援は、特定のサービスや事業者に偏ることがないように、公正中立に行うこととされています。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護支援 月平均人数	1,043人	1,066人	1,097人
介護予防支援 月平均人数	414人	420人	426人

2 施設サービスの充実

(1) 介護老人福祉施設

■施策の方向性■

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することとされています。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	225人	225人	225人

(2) 介護老人保健施設

■施策の方向性■

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することとされています。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	100人	100人	100人

(3) 介護医療院

■施策の方向性■

長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供します。入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することとされています。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	51人	51人	51人

(4) 養護老人ホーム

■施策の方向性■

老人福祉法に基づき、心身、環境、経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者に対し、介護保険の利用状況を踏まえながら判定会で審査を実施し、養護老人ホームで養護します。また、施設内のスペースを有効利用し、地域福祉の向上を図ります。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用実人数	18人	19人	20人

3 地域密着型サービスの充実

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■施策の方向性■

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	1人	1人	1人

※近隣にはサービス提供事業所はなく、住所地特例で利用者がいます。

(2) 夜間対応型訪問介護

■施策の方向性■

夜間対応型訪問介護は、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	1人	1人	1人

※近隣にはサービス提供事業所はなく、住所地特例で利用者がいます。

(3) 地域密着型通所介護

■施策の方向性■

自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員19人未満のデイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	113人	115人	119人

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■施策の方向性■

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症対応型通所介護 月平均人数	24人	24人	25人
介護予防認知症対応型通所介護 月平均人数	0人	0人	0人

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■施策の方向性■

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
小規模多機能型居宅介護 月平均人数	18人	18人	18人
介護予防小規模多機能型居宅介護 月平均人数	1人	1人	1人

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■施策の方向性■

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	86人	88人	90人
必要利用定員総数	90人	90人	90人

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

■施策の方向性■

指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	0人	0人	0人

※伊豆の国市に整備の予定はありません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■施策の方向性■

入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。また、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	30人	30人	30人
必要利用定員総数	58人	58人	58人

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

■施策の方向性■

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月平均人数	40人	41人	43人

第2節 介護保険施設の整備予定

(単位：箇所、人)

サービス種別		施設数	第8期 現状値	第9期計画値		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域型施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	3	3	3	3
		定員	230	230	230	230
	介護老人保健施設	施設数	1	1	1	1
		定員	150	150	150	150
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	施設数	3	3	4	4
		定員	156	196	196	196
介護医療院	施設数	0	1	1	1	
	定員	0	18	18	18	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	施設数	1	1	1	1
		定員	12	12	12	12
	小規模多機能型居宅介護	施設数	1	1	1	1
		定員	25	25	25	25
	認知症対応型共同生活介護	施設数	6	6	6	6
		定員	81	81	81	81
	地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	1	1	1	1
		定員	29	29	29	29
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅 介護	施設数	1	1	1	1	
	定員	29	29	29	29	

第3節 介護給付適正化

1 介護給付適正化の目的

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目的としています。

2 介護給付適正化の推進

(1) 認定調査の結果についての保険者による点検等

① 認定調査の適正化

■施策の方向性■

委託・直営ともに職員による点検を実施し、点検結果の修正が多い事項等について分析、分析結果を認定調査員に伝達します。また、県主催の研修への参加や、市主催の委託・直営調査員を対象とした事例検討会等の研修を行うことで認定調査の平準化に取り組みます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認定結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析	年2回	年2回	年2回
市主催の調査員研修	年1回	年1回	年1回

(2) 介護認定の適正化に向けた取り組み

■施策の方向性■

県主催の認定調査員研修、審査会委員研修及び認定審査会事務局適正化研修を受講します。また、半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、格差の大きな調査項目及び認定に要する時間について、分析結果を認定調査員及び審査会委員に伝達します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県主催の研修への参加	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員に伝達	年2回	年2回	年2回
全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を審査会委員に伝達	年1回	年1回	年1回

(3) ケアプランの点検（住宅改修の点検、福祉用具貸与、購入の点検含む）

① ケアプラン点検

■施策の方向性■

対象となる居宅介護支援事業所を選定し、ケアプランの提出を求めます。提出を受けたケアプランについて、事前に課題等を把握した上でケース会議を通して助言、支援を行います。また、より効果的な助言、支援を行えるよう市内の主任介護支援専門員及びリハビリテーション専門職に点検の協力を要請します。

「伊豆の国市ケアマネジメントの基本方針」の下、自立支援に資するケアマネジメントの更なる推進に向け、本市の介護保険関係部局、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所が統一の考え方をもち、要介護等認定者の自立した生活を支援していくプランになっているかを確認します。

また、AIシステムを導入し、自立支援・重症化防止につながるケアプランについて介護支援専門員に情報提供します。

点検を実施する中で頻繁に見られる課題等については、ケアプラン点検報告会等で伝達し、市内の介護支援専門員の資質向上を図ります。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	30件	30件	30件
ケアプラン点検報告会の開催	年1回	年1回	年1回
リハビリテーション専門職の関与	年6回	年6回	年6回
A Iシステムの導入	導入の継続	導入の継続	導入の継続

② 住宅改修の点検

■施策の方向性■

書面による点検を全件実施します。改修の必要性が判断しづらい事案、高額な事案、複雑で写真では内容がわかりにくい事案等について、施工前または施工後の現地確認、またはリハビリテーション専門職からの意見聴取を実施します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
書面点検	全件点検	全件点検	全件点検
現地調査 リハビリテーション専門職から の意見聴取	年10件	年10件	年10件

③ 福祉用具貸与、購入の点検

■施策の方向性■

書面による点検を全件実施します。受給者の状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する平均価格と乖離した金額の事案、再購入された事案等について、事業所や介護支援専門員への利用状況等の問合せ、リハビリテーション専門職からの意見聴取または現地調査を実施します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
書面点検	全件点検	全件点検	全件点検
事業所等への問合せ または現地調査	年10回	年10回	年10回

(4) 医療情報の突合、縦覧点検

■施策の方向性■

静岡県国民健康保険団体連合会への委託により4帳票の点検を実施します。点検結果を確認し、必要な対応策を講じます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託	委託の実施	委託の実施	委託の実施
点検結果の確認	月1回	月1回	月1回

(5) 介護実績の活用

■施策の方向性■

静岡県国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。また、静岡県国民健康保険団体連合会が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる体制を整えます。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
「介護給付適正化システム」 から出力される帳票の点検	年6回	年6回	年6回

(6) 要介護認定の申請から結果通知までの期間短縮

■施策の方向性■

認定調査員に対する内部研修や連絡会を開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。

主治医意見書の回収までの期間の短縮のため、デジタル化を図る等の対応策を検討します。

直営調査員を5人から6人に増員し、申請から調査日までの期間の短縮を図ります。また、効率的に調査内容を記録し、記録内容のバラツキを解消するようICTやシステムの導入を検討します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
要介護認定の申請から結果通知 までの平均処理時間の短縮	38.0日	37.0日	36.0日
直営調査員の人数	6人	6人	6人
調査員支援システムの導入	導入検討	導入	導入継続

第4節 介護人材の確保・介護現場の革新

1 福祉人材の育成・資質の向上

■施策の方向性■

県や介護サービス事業者と連携し、研修や勉強会を実施することで、福祉人材の育成・資質の向上を図ります。介護職員初任者研修等受講就労助成金を交付し、介護職員の資質の向上及び育成を図ります。

また、ケアプラン点検事業を市と介護支援専門員、主任介護支援専門員が協働で実施することで、情報の共有と専門員の質の向上を図ります。

伊豆市・函南町と協力し、介護支援専門員を対象に2市1町合同研修を開催します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護職員初任者研修等受講就労助成金の交付	3件	4件	5件
2市1町合同研修	年1回	年1回	年1回

2 福祉人材の確保

■施策の方向性■

福祉に関する仕事について、広報誌やホームページ等を通じて情報発信することで、福祉人材の確保を図ります。

これまでの働き方を変えたいと考える方を対象に、介護現場の就労に関心が持てるよう啓発を実施します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
広報に記事を掲載	年1回	年1回	年1回
介護の日のイベント時に普及啓発用チラシの配布	200枚	200枚	200枚

3 介護現場革新の取り組み

■施策の方向性■

ICTの活用等を通じて、介護現場の革新を図ります。業務の効率化の観点から、介護職員等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を推進し、文書量削減等に係る取り組みを検討します。

定期的に介護現場で使用可能なICTの情報、導入にあたって受けることが出来る補助金等を各介護保険事業所に情報提供し、ICTの導入を推進します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手続き簡素化への取り組み	1件	1件	1件
ICTに関する情報提供	年2回	年2回	年2回

4 介護事業所の防災・感染症対策支援

介護事業所に対して、感染症の拡大防止対策や感染症対策に必要な物資の備蓄の必要性について周知啓発します。

介護保険サービス事業所に対し、災害や感染症が発生した場合であっても、業務継続に向けた計画(BCP)の策定等、対策の強化について情報提供します。

■施策の計画値■

区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
運営指導の際の備蓄の確認	100%	100%	100%
業務継続計画(BCP)に関する 情報提供	年2回	年2回	年2回
業務継続計画(BCP)の策定	100%	100%	100%

第5節 介護保険料の算出

1 介護保険料算出までの流れ

本計画では、第9期計画における保険料基準額を設定するため、次のとおり介護給付・予防給付のサービス見込量や地域支援事業の事業規模の推計を行います。

1 被保険者数の推計

本市の推計人口に基づき、令和6～8年度の被保険者数を推計します。
なお、参考として令和12年度、令和22年度の被保険者数も推計します。

2 要介護（要支援）認定者数の推計

近年の被保険者数に対する要介護認定者数に基づき、「1」で推計した被保険者数を用いて、令和6～8年度の要介護認定者数を推計します。
なお、参考として令和12年度、令和22年度の要介護認定者数も推計します。

3 施設・居住系サービスの見込量の推計

近年の給付実績や、新規の施設開設等の整備見込み等を踏まえ、令和6～8年度のサービス見込量を推計します。
なお、参考として令和12年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

4 居宅サービスの見込量の推計

近年の給付実績を分析・評価し、令和6～8年度のサービス見込量を推計します。
なお、参考として令和12年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

5 保険給付費・地域支援事業費の見込量の推計

サービス見込量の推計を基に、3年間（令和6～8年度）の必要給付費を推計します。また、補足給付費や高額介護サービス費等の見込量の推計も行い、給付費に加えます。さらに、地域支援事業についても、事業規模を見込んだ上で事業費の推計を行います。
なお、参考として令和12年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。
※補足給付費とは、低所得者の施設入所に係る費用負担を軽減するための給付費です。

6 保険料基準額の設定

令和6～8年度の保険給付費等の推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料基準額を設定します。
なお、参考として令和12年度、令和22年度の保険料基準額も推計します。

2 介護給付費

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用の1割を自己負担、9割を介護保険会計から給付するものです。算出した事業量と介護報酬単価の改定を踏まえた単価を乗じて推計し、3年間で約120億9千万円と見込みます。

単位：各項目の（）内（※令和12、22年度は参考値）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費（千円）	364,456	374,229	388,452	394,990	411,915
	回数（回）	11,468	11,765	12,219	12,402	12,950
	人数（人）	348	356	368	381	392
訪問入浴介護	給付費（千円）	21,723	22,638	23,870	22,638	24,757
	回数（回）	141	147	155	147	160
	人数（人）	22	23	24	23	25
訪問看護	給付費（千円）	87,248	90,090	92,664	94,959	98,668
	回数（回）	1,375	1,418	1,459	1,496	1,553
	人数（人）	173	178	183	189	195
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	13,429	13,446	14,463	14,819	15,141
	回数（回）	403	403	433	444	454
	人数（人）	39	39	42	43	44
居宅療養管理指導	給付費（千円）	37,105	38,016	39,354	40,297	41,788
	人数（人）	387	396	410	420	435
通所介護	給付費（千円）	548,882	558,513	576,265	598,035	615,617
	回数（回）	5,668	5,764	5,941	6,190	6,351
	人数（人）	510	519	534	560	572
通所リハビリテーション	給付費（千円）	107,093	109,883	114,735	118,581	121,710
	回数（回）	926	949	988	1,028	1,052
	人数（人）	117	120	125	130	133
短期入所生活介護	給付費（千円）	181,708	187,226	193,144	198,725	206,715
	日数（日）	1,728	1,777	1,833	1,890	1,960
	人数（人）	191	196	202	210	216
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	3,340	3,345	3,345	3,345	5,017
	日数（日）	28	28	28	28	42
	人数（人）	2	2	2	2	3
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	120,645	124,069	127,916	131,162	136,690
	人数（人）	691	709	730	756	781
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	4,824	4,824	4,824	5,147	5,147
	人数（人）	10	10	10	11	11
住宅改修費	給付費（千円）	7,213	7,213	8,549	8,549	8,549
	人数（人）	6	6	7	7	7
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	344,565	345,001	345,001	345,001	345,001
	人数（人）	143	143	143	143	143

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型介護予防サービス						
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	給付費(千円)	1,327	1,329	1,329	1,329	1,329
	人数(人)	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	396	397	397	397	397
	人数(人)	1	1	1	1	1
地域密着型通所介護	給付費(千円)	98,914	100,562	104,490	109,058	110,231
	回数(回)	1,078	1,096	1,136	1,191	1,201
	人数(人)	113	115	119	125	126
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	39,508	41,166	41,166	44,119	44,119
	回数(回)	286	299	299	320	320
	人数(人)	24	25	25	27	27
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	50,492	50,556	50,556	50,556	54,244
	人数(人)	18	18	18	18	19
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	270,516	276,902	283,334	302,129	308,560
	人数(人)	86	88	90	96	98
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	給付費(千円)	93,419	93,537	93,537	112,194	115,212
	人数(人)	30	30	30	36	37
看護小規模多機能型居宅介 護	給付費(千円)	116,019	120,431	124,672	127,017	131,283
	人数(人)	40	41	43	44	45
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	729,477	730,400	730,400	853,507	893,078
	人数(人)	225	225	225	263	275
介護老人保健	給付費(千円)	333,233	333,655	333,655	387,308	401,345
	人数(人)	100	100	100	116	120
介護医療院	給付費(千円)	204,942	205,201	205,201	235,274	244,026
	人数(人)	51	51	51	58	60
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
居宅介護支援						
居宅介護支援	給付費(千円)	187,543	191,939	197,681	205,695	211,121
	人数(人)	1,043	1,066	1,097	1,146	1,173
合計	給付費(千円)	3,968,017	4,024,568	4,099,000	4,404,831	4,551,660

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

3 介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援1～2を対象とした介護予防サービスについて、総費用の1割を自己負担、9割を介護保険会計から給付するものです。算出した事業量と介護報酬単価の改定を踏まえた単価を乗じて推計し、3年間で約4億9千万円と見込みます。

単位：各項目の（）内（※令和12、22年度は参考値）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	916	917	917	917	917
	回数（回）	9	9	9	9	9
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円）	22,480	22,508	22,843	24,349	23,513
	回数（回）	394	394	400	427	412
	人数（人）	72	72	73	78	75
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	6,734	6,742	7,083	7,423	7,083
	回数（回）	204	204	214	225	214
	人数（人）	21	21	22	23	22
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	3,516	3,520	3,697	3,874	3,784
	人数（人）	40	40	42	44	43
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	32,088	32,608	33,345	35,042	34,304
	人数（人）	73	74	76	80	78
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	2,062	2,064	2,064	2,488	2,488
	日数（日）	26	26	26	31	31
	人数（人）	6	6	6	7	7
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	33,964	34,334	34,844	36,972	35,819
	人数（人）	345	349	354	376	363
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	2,497	2,497	2,497	2,497	2,497
	人数（人）	6	6	6	6	6
介護予防住宅改修	給付費（千円）	6,429	6,429	6,429	6,429	6,429
	人数（人）	5	5	5	5	5
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	27,741	27,776	27,776	27,776	27,776
	人数（人）	31	31	31	31	31

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,079	1,080	1,080	1,080	1,080
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援						
介護予防支援	給付費(千円)	22,871	23,232	23,564	25,002	24,170
	人数(人)	414	420	426	452	437
合計	給付費(千円)	162,377	163,707	166,139	173,849	169,860

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

4 総給付費

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費は、3年間で約125億8千万円と見込みます。

単位：千円（※令和12、22年度は参考値）

区分	合計	第9期計画			中長期見込み	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防給付費合計	492,223	162,377	163,707	166,139	173,849	169,860
介護給付費合計	12,091,585	3,968,017	4,024,568	4,099,000	4,404,831	4,551,660
総給付費	12,583,808	4,130,394	4,188,275	4,265,139	4,578,680	4,721,520

5 標準給付費

食費・居住費の自己負担化に伴い、負担を軽減するための「特定入所者介護サービス費等」、1か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、医療保険と介護保険の合計の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額医療合算介護サービス費等」、国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料「審査支払手数料」を総給付費に加えて、全体額となる「標準給付費」を算出します。3年間で約132億5千万円と見込みます。

単位：千円（※令和12、22年度は参考値）

区分	合計	第9期計画			中長期見込み	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額						
総給付費	12,583,808	4,130,394	4,188,275	4,265,139	4,578,680	4,721,520
特定入所者介護サービス費等給付額	337,278	110,099	112,486	114,693	122,132	125,875
高額介護サービス費等給付額	281,711	91,950	93,959	95,802	101,819	104,940
高額医療合算介護サービス費等給付額	35,320	11,539	11,775	12,006	12,981	13,379
算定対象審査支払手数料	9,441	3,084	3,147	3,209	3,470	3,576
合計	13,247,558	4,347,066	4,409,642	4,490,850	4,819,082	4,969,291

6 地域支援事業費

地域支援事業費は、保険給付費に対する割合の上限が決められています。本市ではこれまでの実績を踏まえ、3年間で約10億4千万円と見込みます。

単位：千円（※令和12、22年度は参考値）

区分	第9期計画				中長期見込み	
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	517,732	170,222	172,539	174,971	165,196	145,917
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	420,411	120,691	120,754	178,966	106,599	105,501
包括的支援事業（社会保障充実分）	103,805	34,260	34,600	34,945	33,924	33,924
合計	1,041,948	325,173	327,893	388,882	305,720	285,341

7 第1号被保険者負担分相当額

「第1号被保険者負担分相当額」は、「標準給付費」と「地域支援事業費」の合計に、「第1号被保険者負担割合」を乗じた額になります。3年間で約32億9千万円と見込みます。

単位：千円（※令和12、22年度は参考値）

区分	第9期計画				中長期見込み	
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費	13,247,558	4,347,066	4,409,642	4,490,850	4,819,082	4,969,291
地域支援事業費	1,041,948	325,173	327,893	388,882	305,720	285,341
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	24.0%	26.0%
第1号被保険者負担分相当額	3,286,586	1,074,615	1,089,633	1,122,338	1,229,952	1,366,204

8 保険料収納必要額

「保険料収納必要額」は、「第1号被保険者負担分相当額」に、「調整交付金相当額」を加え、「調整交付金見込額」、「準備基金取崩額」を差し引いた額になります。以上の算定から、本市における保険料収納必要額は、3年間で約31億2千万円と見込みます。

単位：千円（※令和12、22年度は参考値）

区分	合計	第9期計画			中長期見込み	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者負担分相当額〔A〕	3,286,586	1,074,615	1,089,633	1,122,338	1,229,952	1,366,204
調整交付金相当額〔B〕	688,264	225,864	229,109	233,291	249,214	255,760
調整交付金見込額〔C〕	553,227	172,109	183,287	197,831	223,296	197,959
財政安定化基金拠出金見込額〔D〕	0				0	0
財政安定化基金償還金〔E〕	0				0	0
準備基金取崩額〔F〕	300,000				0	0
審査支払手数料差引額〔G〕	0	0	0	0	0	0
市町村特別給付費等〔H〕	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額〔I〕	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額〔J〕	0				0	0
保険料収納必要額〔K〕 〔A〕+〔B〕-〔C〕+〔D〕+〔E〕 -〔F〕+〔G〕+〔H〕+〔I〕-〔J〕	3,121,612				1,343,394	1,424,006

※端数調整の関係で合計が一致しない場合がある

9 保険料基準額

保険料収納必要額を保険料の「予定収納率」で除し、3年間合計の「所得段階別加入割合補正後被保険者数」で除すことにより、「保険料基準額」が算出されます。

以上の算定から、本市における保険料基準額が年額で67,200円、月額で5,600円となります。

区分	第9期計画	令和12年度 (単年度推計)	令和22年度 (単年度推計)
保険料収納必要額	3,121,612,346円	1,255,870,254円	1,424,005,719円
予定保険料収納率	99.50%	95.41%	95.41%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	46,687人	15,247人	15,087人
保険料基準額(月額)	5,600円	7,194円	8,244円
保険料基準額(年額)	67,200円	86,328円	98,928円

【介護保険料基準額の推移】

区分	保険料基準額	上昇率
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	5,600円	9.8%
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度	5,100円	0.0%
平成30(2018)年度～平成32(2020)年度	5,100円	0.0%
平成27(2015)年度～平成29(2017)年度	5,100円	8.5%
平成24(2012)年度～平成26(2014)年度	4,700円	11.9%
平成21(2009)年度～平成23(2011)年度	4,200円	23.5%
平成18(2006)年度～平成20(2008)年度	3,400円	17.2%
平成17(2005)年度	2,900円	—

10 所得段階別介護保険料

【第8期計画と第9期計画の所得段階対象条件比較】

	第8期計画		第9期計画
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない方	第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない方
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が120万円未満の方	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が120万円未満の方
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
		第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
		第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方

※介護保険料の算定基準となる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額になります。

【第9期計画の所得段階別保険料】

所得段階	保険料率	保険料月額	保険料年額
		令和6（2024）年度～令和8（2026）年度	
第1段階	0.455	2,548円	30,500円
第2段階	0.685	3,836円	46,000円
第3段階	0.690	3,859円	46,300円
第4段階	0.900	5,040円	60,400円
第5段階	1.000	5,600円	67,200円
第6段階	1.200	6,720円	80,600円
第7段階	1.300	7,280円	87,300円
第8段階	1.500	8,400円	100,800円
第9段階	1.700	9,520円	114,200円
第10段階	1.900	10,640円	127,600円
第11段階	2.100	11,760円	141,100円
第12段階	2.300	12,880円	154,500円
第13段階	2.400	13,440円	161,200円

※公費による低所得者保険料軽減負担金の交付により、保険料率は次の額になります。

第1段階の保険料率は、0.455から0.285に引き下げられ、年額19,100円、月額1,596円

第2段階の保険料率は、0.685から0.485に引き下げられ、年額32,500円、月額2,716円

第3段階の保険料率は、0.690から0.685に引き下げられ、年額46,000円、月額3,836円

第6章 計画の推進体制

第1節 計画の達成状況の点検及び評価

計画の達成状況や進捗状況の評価については「伊豆の国市介護保険運営協議会」、「伊豆の国市地域包括支援センター運営協議会」において施策の進捗状況や地域の介護保険事業の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（P D C Aサイクル）を構築し、事業展開に反映していきます。

第2節 計画の推進体制の充実

1 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、関係機関、関係団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。また、国、県等との連携を図り、法律・制度の改正、社会情勢の変化に柔軟に対応します。

2 庁内関係各課との連携

保健、福祉、建設、都市計画、防災、教育等の関係各課が連携することで、施策の効率的かつ効果的な施策を推進するとともに、複数の課が協働することで多面的な視点を持った総合的・全庁的な施策の展開を図ります。

第3節 計画の円滑な運営

庁舎内の業務を効率化するために、書類の電子化等をはじめとする I C T化の取り組みを推進し、業務の標準化・効率化、市職員の働き方の見直し、業務改革の徹底を図ります。

第4節 サービスが利用しやすい環境の整備

1 相談支援体制の充実

相談窓口についての周知を行うとともに、相談窓口職員の資質の向上を図ることで、迅速かつ的確な対応を図ることができる体制を整備します。

2 情報提供体制の強化

サービスを必要とした際に、必要なサービス等の情報を漏れなく入手することができるよう、広報誌やホームページ、各種パンフレット、さらにはSNS等のさまざまな情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。